

平成29年3月10日

◎西内委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。（9時58分開会）

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

まず、昨日の委員会において用地対策課に対して質問のあった地籍調査の市町村ごとの進捗状況について、執行部から説明を行いたいとの申し出がありましたので、この説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎西内委員長 書記に資料を配付させます。

それでは、このことについて用地対策課長の説明を求めます。

◎北用地対策課長 お手元の用地対策課の資料で御説明をさせていただきます。

本県の地籍調査の市町村別の実施状況の表で、27年度末の実施状況となっております。高知県の地図を市町村ごとに下の円グラフにより色分けをしております。

円グラフの下にそれぞれのパーセンテージを書いています。既に実施済みの市町村は青で100%で、5つあります。それから、時計回りにオレンジ、黄色とパーセンテージがそれぞれありまして、進捗率が1桁のところは赤で3つあります。

その下の市町村別の表を見ていただきたいと思います。

左から、青く塗っておところは先ほど申しました既に地籍調査が実施済みの市町村で、5つです。その下に、仁淀川町と日高村、2つありますが、地籍調査の補助事業は終了してしまっていて、その後の国に対しての認証という事務があるんですが、今認証の事務をとっておるところでして、補助事業としては終了ですが、地籍調査としてはまだ終わっていないところが2つです。

その表の右下、県下の進捗率は27年度末で53.4%になっております。地図を見ていただきますと、市町村によってかなり進捗率にばらつきがありますが、主な原因として考えていますのは、下の表の中に着手年度の欄がありますのでそちらを見ていただきたいと思います。進捗がおくれているところは着手年度もおくれているということです。

あと考えられる原因として、例えば終わっている梶原町は昭和38年度からやっていますが、最も遅いところでは室戸市の平成18年度からで、着手の時期に大きな差があります。

また、市町村独自の事業の優先度の考え方とか、それから地籍調査の対象地区が地図混乱地域とか、不存在の地域が多数あるなど地域の状況が考えられます。そして山間部は一筆地の面積が大きいことから進捗率は上がっておる状況になっております。

県としては、地籍調査事業のさらなる促進に向けて、必要な予算を国に対して要望していくとともに、市町村と連携して、より効率的に地籍調査事業が進むようにこれからも取り組んでまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎弘田委員 公共事業の基本となる分ですし、災害復旧のときもきちんと地籍調査が確定していればスムーズに進みますので、ぜひお願いします。

それから、市町村に対して交付税措置があつて、この事業をすればきちんと交付税の算定の中に入ることも知っているとは思いますが、国庫補助事業ですので、なるべく早く進むよう、国に対して予算を確保してくれるよう言うように、私も要望していきますので、よろしくをお願いします。

◎上田（周）委員 この調査除外面積はなにか。

◎北用地対策課長 主に国有林で、調査対象から外れております。あと、面積的には少ないですけど、湖、沼が外れています。

◎浜田（豪）委員 この着手年度と進捗率を見てみると、香南市が非常に低いように感じる。合併してのことだと思うが、何か特別な理由があるのか。

◎北用地対策課長 香南市の特別な理由はこちらでは十分把握しておりませんが、先ほどお話ししたようにそれぞれの市町村の事業の優先度に対するお考えとか、地域特有の地図混乱地域があるとかが原因ではないかと思っております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

#### 〈都市計画課〉

◎西内委員長 続いて、都市計画課について行います。

都市計画課の説明を求めます。

◎島田都市計画課長 都市計画課の平成29年度当初予算及び平成28年度補正予算について説明します。

平成29年度の当初予算から説明します。

資料番号2の議案説明書当初予算の523ページをお願いします。

7 分担金及び負担金は、県単独事業及び社会資本整備総合交付金事業で行う街路整備に対して関係する市からいただく負担金です。

8 使用料及び手数料は、屋外広告物の許可申請や業者登録に係る手数料と開発許可申請に係る手数料です。

9 国庫支出金は、社会資本整備総合交付金等で行う街路事業や市町村事業の指導監督などに対する国からの交付金です。

14 諸収入は、街路整備にあわせて実施する受託工事に対して関係する市などからの負担金や、都市計画基礎調査の経費に対して関係する市や町からの負担金です。

15 県債は、街路事業の財源に充当するものです。

以上、都市計画課の平成29年度の歳入予算は28億5,546万4,000円で、対前年度比146%となっております。

次に、歳出予算です。

525ページをお願いします。

歳出予算の合計額は32億3,974万6,000円で、対前年度比140%となっております。増額の主な内容は、後で説明します高知駅秦南町線での大規模な用地買収や橋梁拡幅工事の開始によるものです。

1 都市計画策定費は、都市計画審議会の運営経費や調査等委託料、全国都市計画協会などの関係団体に対する負担金です。

このうち調査等委託料は、中長期的な都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな筋道を明らかにするための都市計画の基本的な方針を定める都市計画区域マスタープランの改定などを行います。そのほか、地震等の大災害発生後、迅速に都市の復興を図るため、県や市町村職員の復興体制の強化、対応力の向上を目的とした復興まちづくり訓練を実施します。

都市計画規制費は、開発審査会の運営経費や被災宅地危険度判定士の養成に要する経費です。

3 都市施設管理費は、J R 高知駅大屋根の電気設備や屋根本体の定期点検に要する委託経費や電気料金です。

2 目都市整備費の1 屋外広告物等指導規制費は、屋外広告物審議会の運営経費や、屋外広告物の設置基準について地域特性を踏まえた規制基準を検討するために要する経費です。

2 都市計画街路単独事業費は、県単独事業として高知駅秦南町線など7路線の整備を行うものです。その経費は26億1,400万円であり、平成28年度と比較して8億9,400万円の増額となっておりますが、これは平成26年度から事業を開始しております高知駅秦南町線において、土地開発公社が所有する旧シキボウ跡地の用地買収や、4車線化に必要となる久万川の橋梁拡幅工事を開始することによるものです。

3 目都市施設整備費は、国の交付金事業に係るものです。

説明欄の1 都市計画街路事業費は、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金を活用して、朝倉駅針木線など7路線の整備を行います。平成28年度と比較して約4,800万円の増額となっておりますが、これは朝倉駅針木線や介良通線において平成29年度の事業完了に向けて工事の進捗を図ることや、安芸中央インター線において土佐くろしお鉄道との協定に基づく鉄道下の歩道築造工事を完了することによるものです。

2 市町村事業指導監督事務費は、市町村に対する指導や監督を行う事務費です。

当初予算は以上です。

平成28年度補正予算について説明します。

資料番号4の議案説明書補正予算の259ページをお願いします。

歳入予算について、節の区分欄で説明します。

7分担金及び負担金の都市整備費負担金及び1つ飛びまして15県債の都市計画事業債は、都市計画街路単独事業費の増額によるもので、詳細は歳出予算で御説明します。

真ん中の14諸収入の都市計画課収入は、高知広域都市計画区域基礎調査委託料の減額による関係市町の負担金の減額です。

歳出予算です。

1目都市計画費の都市計画策定費は、都市計画区域基礎調査委託料などの入札残によるものです。

2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、朝倉駅針木線を初めとする7路線におきまして工事や用地取得の早期進捗を図るために3億8,890万7,000円を増額するものです。

次に、繰越明許費です。

262ページをお願いします。

3目都市施設整備費の市町村都市計画街路事業指導監督事務費は、市町村が施行する事業が繰り越しとなることによるものです。

2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、12月議会で承認をいただいております3億6,647万4,000円に追加して、15億4,098万5,000円の繰り越しをお願いするものです。これは、高知駅秦南町線において大規模事業者の用地取得に係る移転先の確保や事業再建計画の調整に日数を要したことなど、8路線において年度内の完成が見込めなくなったことによるものです。

3目都市施設整備費の都市計画街路事業費も、12月議会で承認をいただいております9,143万6,000円に追加をして、1億4,343万5,000円の繰り越しをお願いするものです。これは、高知南国線において用地交渉に日数を要したことなど、5路線において年度内の完成が見込めなくなったことによるものです。

以上で都市計画課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 高知駅秦南町線の用地交渉の現在の状況はどうか。

◎島田都市計画課長 高知駅秦南町線の用地の状況ですが、もともと平成31年4月に高知赤十字病院が開院をすることに合わせて、産業道路から暫定2車線整備を行うことを目指してきております。その暫定2車線整備に必要な地権者の方が7名いらっしゃいまして、そのうち5名の方からは契約の締結とか基本的な合意をいただいておりますけれども、残り2名の方に対しては、縣市連携のもと、今まで以上に相手側の立場に立って丁寧な説明、用地交渉を心がけて、何とか目標に沿う形で持っていきたいと思っております。

◎黒岩委員 その2名の方について、1名ずつの状況は違うと思うんですが、代替地の問題とか、適当な広さのものが近辺にはないとかいろんなことがあろうかと思うんですけれ

ど、そのあたりの見通しはどうか。

◎島田都市計画課長 その2名の方については、大規模事業者の関係する方です。今まで交渉を重ねていく中で、現在の位置で事業を再建する状況になっておりまして、契約に向けて最終的な状況に近づきつつあると考えております。

◎黒岩委員 その土地の真ん中を道路が通ったとしても両サイドを活用して営業する方向に決まったということですか。

◎島田都市計画課長 はい、その形で今御検討をさせていただいております。

◎黒岩委員 買収していく場合に金額の折り合いは、どんな状況なんですか。

◎島田都市計画課長 まず、土地代は鑑定評価に基づくもので、それを提示してお願いすることになるかと思えます。あと、建物も、県の用対連の基準に基づいて適切に積算しておりますので、その金額をもって用地交渉に臨んでおるところです。

◎黒岩委員 橋梁がどちらにしても現行の暫定2車線の供用でやっていくという答弁もあったと思うんですけど、将来の4車線化に向けてどんなスケジュールで今取り組まれていますか。

◎島田都市計画課長 赤十字病院の開院までには暫定2車線の整備ですので、今、久万川にかかっている橋は現在の状況で大丈夫な暫定2車線は確保できております。最終的な4車線完成に向けて、来年度から橋梁の下部工事に取りかかり、33年度には橋梁の拡幅工事を終えて、34年度には全区間の完成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

◎黒岩委員 赤十字病院への緊急車両等が新たに通る場合、今もイオンに行く車が多いことから考えると、暫定2車線の中で緊急車両が通行できるか心配もするんですが、そのあたりの見通しはどうか。

◎島田都市計画課長 実際に暫定2車線で供用した後、交通の流れを見ながら、警察、公安委員会なり道路管理者と協議をして、なるべく緊急車両の通行に影響のない形をとっていききたいと思っております。

◎黒岩委員 一宮はりまや線ですが、出先機関等の業務概要調査の高知土木のとき、高知市から早くしてくださいという要請があり、これに対してこの委員会では毎年、それは高知市がまちづくりの計画を出してこない限りは進まないという県の立場を主張されるわけで、高知市は高知市の立場を主張するという、そのあたりの話し合い、今の状況はどうか。

◎島田都市計画課長 確かに今まで高知市には、はりまや町一宮線の整備に関するまちづくりの方針を示していただくようお願いをしてきた経過がございますが、それには至っておりません。高知市としても新たな考え方といいますか方針を示す機会がなかったこともございますので、来年度、はりまや町一宮線の残された区間をやるのかやらないのか、事業を再開するのか中止にするのか、それは最終的には県が判断するわけですが、その前段

の作業としてまちづくり協議会を立ち上げる予定です。その会の中で高知市からまちづくりの方向性を説明してもらうように考えております。

◎黒岩委員 それは来年度大体どういうスケジュールを考えていますか。

◎島田都市計画課長 まちづくり協議会については、大体6月ぐらいに第1回目の会合を開きまして、年に3回ぐらい行い、まちづくり協議会としての一定の方向性を示していただけだと思っているところです。

◎黒岩委員 来年度では結論は出さない、出ないということですか。県としては、いつ判断をしようとしているんですか。

◎島田都市計画課長 来年度の3回ぐらいの協議会の中で一定の方針を示していただけた後に、県として最終的な判断を来年度中に行おうと思っております。

◎上田（周）委員 補正予算で都計の調査委託料、高知広域都市計画区域の関係という説明があったんですが、ちょっと関連で、高知広域都市計画区域の規制緩和の件で、昭和45年10月にできて47年前ぐらいですよ。で、旧の山田、南国、高知、春野、伊野ということで、新聞報道になっていますが、市街化調整区域の見直しという点で、今、南海トラフ地震対策の受け皿づくりで関係市町が、もちろん行政施策の分がありますけれど、規制緩和に向けての市町の状況はどうなんですか。

◎島田都市計画課長 規制緩和は、平成26年度から、県の基本方針である南海トラフ地震対策の加速化であったり、移住の促進で規制緩和を行ってきた経過がございますが、今年度さらに一歩進みまして、抜本的な規制緩和という言い方をしておりますけれども、各市町で特定のエリアを定めて、その中で市町が考えるまちづくりの方針に適合する建築物については調整区域であっても認めていく仕組みを県で開発審査会の提案基準に追加する形でつくりました。それに沿った形で、いの町の場合、西バイパスのインター周辺のポテンシャルの高い土地について何とか企業誘致を図っていきたい思いをかなえるべく、いの町で方針を立てて、予定建築物も考えていただくという流れで今進んでおるところです。

◎上田（周）委員 南国市と話すときにそんな話題になります。農地を守ろうとできた区域ですので、いろんな意味で大きい課題もあります。また初めてのことでありますので、県からの助言をこれからも続けていただきたいと思います。

◎中根委員 先ほどの黒岩委員の関連で、はりまや町一宮線の問題で、いろんな議論がある部位で今の状況になっていきますけれども、まちづくり協議会の人選はどんな範囲で、例えば幕末維新博でいっても、あの地域が歴史的に高知の商業やいろんなところで役割を果たした地域だったことも加味してまちづくり協議会で議論をできるような、委員選定になるのか、どうなんですか。

◎島田都市計画課長 新堀川という歴史的な資産もございますし、あとは希少生物、シオマネキといった自然環境にも配慮する必要がありますので、まちづくり協議会のメンバ

一は、まずは地元で道路を利用して生活されている方、町内会連合会の方、あとは学校関係者の方にもお声かけをしようと思っております、あとはまちづくりの主体である高知市、それから事業者である県以外にも沿線でいろんな環境の保護活動をされている方もいますし、浦戸湾全域を対象として環境の運動もされている方もいます。さらに会を進行する上で学識経験者、環境の専門家、行政に詳しい方にも加わっていただいて会を進めたいと思っております。

◎中根委員 ぜひ、いろんな角度からの意見を総合していただきたいと思います。

◎黒岩委員 そういったさまざまな方々の御意見を聞いた場合、賛否両論あると思うんです。そうした場合に、県がどういう結論を出すのか問われてくると思うんですけれど、どういう結論を導き出そうとしていますか。

◎島田都市計画課長 新堀川の水辺を生かしたまちづくりをどう進めていくかもございますが、道路の整備と自然環境の共存をどのように図るか協議会の中でいろいろ議論をしていただきたいと思っております。その内容を踏まえて、県として最終的な判断をしていきたいと思っております。

◎黒岩委員 県は基本的には進めていく考え方で今日まで来ているわけですから、その基本的な協議会での議論と県の考え方をどう整理するか問われてくると思うんです。最終的にそこを聞きたいわけです。

◎島田都市計画課長 今回の協議会自体は、事業再開か中止かを協議していく会でございますので、いろんな御意見をいただきながら考えていきたいと思っております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で都市計画課を終わります。

#### 〈公園下水道課〉

◎西内委員長 次に、公園下水道課の説明を求めます。

◎岡崎公園下水道課長 公園下水道課の平成29年度当初予算及び平成28年度補正予算について説明させていただきます。

一般会計の平成29年度当初予算から説明します。

資料番号②、当初予算の議案説明書529ページをお開きください。

まず、歳入について主なものを説明します。

7 分担金及び負担金の（9）公園費負担金は、都市公園事業に対する市町村の負担金です。

8 使用料及び手数料は、公園施設の利用料と浄化槽保守点検業者登録などの手数料収入です。

9 国庫支出金のうち（7）公園費補助金は、右の説明欄に記載のとおり、都市公園事業に係る社会資本整備総合交付金と市町村事業の指導監督交付金です。

530ページをお開きください。

(8) 下水道費補助金の農山漁村地域整備交付金は、市町村の団体営農業集落排水事業に対する交付金です。

14諸収入は、土佐西南大規模公園運動広場の人工芝化に伴う日本サッカー協会からの助成金や、五台山公園の水道施設を利用している牧野植物園等からの水道料の分担金などです。

15県債は、都市公園の建設事業の財源に充てる起債です。

以上、平成29年度一般会計歳入予算の合計は6億7,068万3,000円で、対前年度比34%、12億7,906万円の減となっています。

次に、歳出予算について説明します。

531ページです。公園下水道課一般会計の平成29年度当初予算は、18億7,435万円で、対前年度比52.9%、16億6,646万7,000円の減額となっております。これは主に都市公園単独事業費で土佐西南大規模公園大方地区の人工芝及び都市公園事業費で室戸広域公園の屋内運動場が完成したことにより、前年度より減額となったものです。

歳出の主なものを説明します。

4公園費の1都市公園管理費は、春野総合運動公園ほか11公園の管理に要する経費です。指定管理者制度による7施設の管理運営委託料は、次の532ページにかけて記載しているとおりです。

532ページの室戸体育館管理運営委託料の下の管理等委託料は、直営公園における清掃委託などに要する経費です。

2都市公園単独事業費は、都市公園の改修や修繕に要する経費です。春野総合運動公園ではオリンピック・パラリンピックの事前合宿の取り組みに合わせてトイレの洋式化やWi-Fiの整備、野市総合公園では汚水処理施設の機器更新、土佐西南大規模公園では中村地区のオートキャンプ場「とまろっと」のキャビンの改修、室戸広域公園では遊具施設の改修を行うものです。

3都市公園事業費は、国の交付金を活用して都市公園の施設整備を行うもので、春野総合運動公園では陸上競技場大型映像装置の改修など、また土佐西南大規模公園ではテニスコートの改修工事などを行うものです。

5下水道費の1団体営農業集落排水事業費の農業集落排水事業費補助金は、既存施設の長寿命化を行う市町村に対して補助するものです。

国庫支出金精算返納金は、安芸市の汚水処理施設の敷地の一部が高知東部自動車道の用地として買収されることに伴い、その補助金分を国に返納する必要が生じたため、今年度、この返納金の予算を計上していましたが、国の買収の時期が来年度に延期されたことに伴い、この2月補正予算で全額減額し、再度返納金の精査を行い、平成29年度当初予



算に計上するものです。

533ページの中ほど、3 浄化槽設置管理推進事業費、浄化槽設置整備事業費補助金は、浄化槽の設置者に補助を行う市町村に対してその経費の一部を補助するもので、市町村の要望をもとに必要額を計上しております。

4 生活排水処理構想策定事業費は、平成23年度に策定しました地域の実情に応じて下水道、農業集落排水、合併浄化槽などその特性を生かした適切な整備の手法と目標を定めた高知県生活排水処理構想を、国が平成26年度に改定した都道府県構想策定マニュアルに基づき平成28年度から29年度の2カ年で必要な見直しを行っているものです。

6 流域下水道特別会計繰出金は、特別会計で実施しております浦戸湾東部流域下水道事業における県債の元利償還金などの財源に充てるものです。

以上で平成29年度一般会計当初予算の説明を終わります。

続きまして、流域下水道事業特別会計の当初予算を説明します。

825ページをお開きください。

この特別会計は、高知市、南国市及び香美市の3市で構成する浦戸湾東部流域下水道の維持管理や整備にかかわるものです。

それでは、歳入予算について説明します。

1 負担金の(1) 流域下水道管理費負担金は、流域下水道の管理運営に要する費用で、関係3市に汚水の水量に応じて負担していただくものです。(2) 流域下水道事業費負担金は、流域下水道の整備に要する経費を関係3市から負担金としていただくものです。

2 国庫支出金は、流域下水道事業に対する国の交付金です。

4 繰越金は、流域下水道管理費における前年度までの余剰金を繰越金として流域下水道管理費に充当するものです。

6 県債は、流域下水道事業費の財源に充当する下水道事業債です。

以上、特別会計の平成29年度歳入予算の合計は25億7,771万6,000円です。

次に、歳出予算は、歳入予算と同額の25億7,771万6,000円です。高須浄化センターの次期汚泥処理施設の工事が本格化することから、対前年度比131.9%、6億2,281万8,000円の増となっております。

それでは、歳出の主なものを説明します。

1 流域下水道管理費は、浦戸湾東部流域下水道の維持管理を行うための経費です。

管理運営等委託料は、高須浄化センターの運転管理委託に要する経費です。

廃棄物処理委託料は、高須浄化センターから発生します下水汚泥を処理するための経費です。

2 つ下の公営企業会計適用業務委託料は、後ほど債務負担行為の項目で説明します。

修繕工事請負費は、水処理施設や汚泥処理施設などの修繕に要する経費です。

なお、これらの経費は全額、関係3市の負担金で賄われております。

2 流域下水道事業費は、次期汚泥処理施設の建設工事や水処理施設の機械、電気設備の長寿命化工事などの老朽化対策などに要する経費と地方債元利償還金などを計上しております。

829ページをお開きください。

債務負担行為です。

公営企業会計適用業務委託料について説明します。

これは、現在特別会計で会計処理を行っている流域下水道事業を、公営企業局の県立病院や工業用水道などと同じ公営企業会計に移行するための経費です。平成27年1月に、下水道事業及び簡易水道事業は特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業であり、公営企業会計に移行するよう総務省からの要請を受けたので、平成29年度から3年間を移行期間として、平成32年4月の移行を目指すものです。委託料の内訳は、公営企業会計システムの導入の検討や条例、規則等の整備など、公営企業会計への移行に伴う事務支援の業務などで、3年間の経費を1,600万円と見込み、平成30年度、31年度の2カ年の経費を債務負担行為としてお願いするものです。

なお、この経費の財源は全額関係3市の負担金です。

下の浦戸湾東部流域下水道事業費の汚泥処理施設整備工事については、平成30年度に要する経費を債務負担行為としてお願いするものです。

下の表は、高須浄化センターの建設工事にかかわる起債の現在高の見込み額です。

当初予算については以上です。

続きまして、平成28年度一般会計補正予算について説明します。

資料番号④、補正予算説明書の263ページをお開きください。

歳出予算です。

5 下水道費の説明欄にあります1団体営農業集落排水事業費の国庫精算返納金は、当初予算で説明したとおりです。

2 浄化槽設置管理推進事業費は、国の内示額との差額を減額しております。

3 流域下水道事業特別会計繰出金は、流域下水道事業費の地方債元利償還金の減額に伴い、一般会計からの繰出額を減額するものです。

次に、繰り越しについて説明します。

264ページをお開きください。

4 公園費の市町村都市公園事業指導監督事務費及び5 下水道費の指導監督事務費は、市町村の工事が繰り越しとなることから、この分の県の事務費の繰り越しをお願いするものです。

変更の都市公園単独事業費は、のいち動物公園の汚水処理機器の更新工事ほか3件にお

いて計画調整に日数を要したため、また都市公園事業費は、春野総合運動公園の施設整備工事において国の補正予算対応などのため、繰り越しをお願いするものです。

続きまして、流域下水道事業特別会計補正予算を説明します。

383ページをお開きください。

歳入のうち、科目欄の1負担金の(1)流域下水道管理費負担金は、修繕工事の請負残などの不用額が生じたため、関係3市の負担金の減額を行うものです。

2国庫支出金の(1)流域下水道事業費補助金と6県債の(1)下水道事業債は、汚泥処理施設の整備内容の変更により国交付金の補助率が3分の2から3分の1に変更することから、国費及び県債を減額するものです。

次のページをお願いします。

歳出予算です。

1流域下水道管理費の廃棄物処理委託料は、下水汚泥の処分量が当初の見込みを下回ったことにより減額するものです。

修繕工事請負費は、緊急時に備えて計上しておりました修繕費が当初の見込みを下回ったことなどにより減額するものです。

市町村派遣職員負担金は、高知市から派遣いただいております職員2名分の人件費を高知市へ負担金として支払うものです。

下段の2流域下水道事業費は、歳入で説明しましたとおり、補助率の差額によるものです。

地方債元利償還金の減額は、27年度末に借入した起債の利率が当初の見込みより2.1%ほど低かったため不用額が生じたことによるものです。

386ページをお開きください。

繰越明許費の変更です。

12月議会において、国の緊急経済対策補正予算に対応して増額する事業費の繰り越しを承認いただいておりますが、次期汚泥処理施設の建設工事等において入札不調が続き、工程変更や契約方法などの見直しに日時を要したため、年度内の工事の完成が見込めなくなったことなどから繰り越しをお願いするものです。

次に、条例その他議案について御説明します。

⑤議案条例その他の45ページをお開きください。

第54号議案高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案です。

土木部参考資料、公園下水道課のインデックスのページをお開きください。

今回の条例改正は、高知市の春野総合運動公園体育館冷暖房設備と黒潮町の土佐西南大規模公園大方地区の運動広場を人工芝化することに伴い、利用料の設定及び改定を行うものです。

まず、春野総合運動公園体育館の冷暖房設備について説明します。

体育館の大アリーナは、面積が2,460平方メートル、バスケットボールが3面とれる広さで、県内の体育館では最大級の広さを持つ施設です。夏場は館内の温度と湿度が高くなり熱中症の発生、さらには床面が湿気で結露し滑りやすくなって転倒などによるけがの発生なども懸念され、安全面からも冷暖房設備は有効です。また、冷暖房設備は、アマチュアの四国大会以上の大規模な競技大会の開催やプロ競技団体の試合、キャンプには必須のものとなっていることや、東京オリンピックなどの事前合宿の誘致につなげるために、今回整備をするものです。供用開始は平成29年5月上旬を予定しています。

利用料は、ガス料金や送風機などに使用する電気料、機械の点検などの保守費用に相当する金額から算出しており、1時間当たり1万7,820円に設定しています。

なお、この利用料は、1平方メートル当たりの料金単価は県民体育館と同額となっております。

次のページをお願いします。

土佐西南大規模公園内の人工芝化する運動広場の利用料の設定について説明します。

現在、同公園の大方地区には、陸上競技場、球技場にそれぞれ1面の天然芝のサッカー場がありますが、県外からの合宿や大会などの利用が増加しているため、現在土のグラウンドの運動広場を、メンテナンスが容易で雨天時も利用可能な人工芝にすることにより利用環境の改善を図り、利用者の増大やスポーツツーリズムの推進につなげようとするものです。

今回、人工芝化する運動広場は、サッカーの公式戦で使用するピッチサイズを2面分確保しています。このため、面積も2万2,500平方メートルから2万3,400平方メートルに、約900平方メートル拡大しています。

なお、供用予定は平成29年度7月上旬を予定しています。

この利用料の設定は、隣接する球技場の天然芝グラウンドの1平方メートル当たりの単価を用いて算出しており、アマチュアスポーツ、その他の者が全日で全面利用した場合、1万6,430円の利用料になります。サッカー競技で1面利用する場合の料金は、全体の10分の4面を使用するため、6,600円となります。フットサルは10分の1面を使用し、全日当たり1,650円になります。

以上で公園下水道課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 春野総合運動公園の体育館の冷暖房設備に伴い、料金が改定をされるということですが、現在の料金とどう違うんですか。

◎岡崎公園下水道課長 現在の料金は、体育館の使用料だけです。金額は、1日当たり全面で2万7,480円で、消費税込みです。

◎黒岩委員 冷暖房は全面で1時間1万7,820円ですが、体育館の使用料は1時間当たり幾らなんですか。

◎岡崎公園下水道課長 体育館使用料は、1時間当たりの設定ではなく、全日もしくは午前あるいは午後という形での設定になっております。

◎黒岩委員 今までの会場使用料プラスこれが入ってくる理解でいいですか。

◎岡崎公園下水道課長 そのとおりです。

◎黒岩委員 県民の皆さんの体育館の利用頻度は年間通してどんなもんですか。

◎岡崎公園下水道課長 春野大アリーナは、1日複数回、あるいは、分けて使われることもあり、年間の利用件数としては963件で5万6,892人になっています。これは昨年度の利用実績です。

◎黒岩委員 多いか少ないかちょっとわかりませんが、常に利用されている方々への周知はどうやられますか。

◎岡崎公園下水道課長 この空調設備ができたことはホームページでもお知らせしますし、また体育館にも施設が整ったことは、掲示等で周知をさせていただきまして、利用者の方に知っていただくような形を考えております。

◎黒岩委員 都市公園事業費の4億9,245万円ですが、春野運動総合公園の陸上競技場の大型映像装置、平成12年の国体で使用して、16年たっているわけです。今の映像装置と比べて、随分と技術も進んでいると思いますが、どんな感じのものになるんですか。

◎岡崎公園下水道課長 今の映像装置が老朽化しており、設置から年月もたっていて、映らないところがぽつぽつあり、黒くなって、光らないところが出てきております。それと、時々全面が全く映らなくなる状況もありまして、そのたびに修繕はしておりますが、その修繕の部品も製造中止になってから数年たっておりまして、今の在庫が切れたら修繕もできないという状況ですので、改修を考えているものです。また、今度つくるときは、その辺の情報をいろいろ把握して、最新の技術も導入しながら整備したいと考えております。

◎黒岩委員 その改修のスケジュールですが、改修して設置完了で使えるようになるのはいつごろを予定していますか。

◎岡崎公園下水道課長 今から詳細な積算とか詰めないとだめですが、設置する時期としては来年度後半になるかと思っております。詳細なところはまだです。

◎黒岩委員 当然、複数業者の入札になろうかと思いますが、この手のものは非常に技術が進んでいますが、業者は何社手を上げてくると予想されますか。

◎岡崎公園下水道課長 県外の事例でいくと、こういう施設は全国大手の電機メーカーがやられている事例があり、何社か来ているようですので、複数社手が上がると想像しております。

◎**下村委員** 土佐西南大規模公園ですが、前回の津波サミットの関係とかも含めていろいろ整備していただいて、地域も本当に盛り上がっているところなんです、大方球場を町も含めて整備を大々的にやりまして、合宿を含めてすごくたくさん人が来てくれるようになってます。それで、何回か試合を見に行ってみると感じるのが、ライト側ですが、左バッターが思い切って引っ張った球が、横を通っています園路へライナー性で飛び越えていく場合が多くて、ちょうど西側から東方面に走ってくる車とその球が直接対峙する形で、何回か見ていて危険だと感じていました。幡多土木へも要望が何回も出ていると思うんですが、県としてどう考えられておるのか、今後の対策を含めてちょっとお聞かせいただければと思います。

◎**岡崎公園下水道課長** そういう事例があると伺っております。球場自体は町が整備したものです、あの園路は県の公園施設で、町でも一定フェンスをつくって、さらにその上にかさ上げをして対応していただいているんですが、やはり飛び越えてくる事例があるということで、園路の通行の安全性の確保という面もありますので、町と協議を行っていきたいと考えております。

◎**下村委員** 今回ファイティングドッグスのマニー・ラミレス選手とかも来ていただけるようになって、観客もふえて、通行車両もかなりあるんじゃないかと思っておりますので、できれば早急に対応していただければありがたいと思います。

それから、トイレの関係なんですけれど、これも津波サミットのときから洋式化をずっと園内で定期的に行っていたということでも本当にありがたいと思っております、この球場のすぐ東側にも同じようにトイレがあります。このトイレは女子トイレもなくて、バリアフリーにもなっていないで、本当に昔からのトイレが1つあります。ここも観客がふえてきた関係もあって非常に皆さん困っている状況になっています。洋式化を順次進めていかれるのも本当ありがたいことなんですけれど、ここについてもぜひ現地を確認いただいて、対応していただければと思いますが、いかがでしょうか。

◎**岡崎公園下水道課長** トイレについては、今後のスポーツの誘致、オリンピックとかの事前キャンプの誘致等も考えて、順次洋式化等を進めるようにしております。その中で一定優先度も見ながら、順次整備をしていきたいと考えております。

◎**下村委員** 洋式化の今後のスケジュールですけれど、どんな感じでどれぐらいの規模をやろうとしているのか、スケジュール的なものも含めて、教えていただければと思うんですが。

◎**岡崎公園下水道課長** 洋式化は、スポーツを誘致している部局とも意見交換をしながら進めていこうと考えています。基本的に、和式も残しながら、既存の和式の分を洋式にしていく形を考えております。

◎**下村委員** トイレの基数がふえていくイメージなんですか。自分の認識では、和式

を洋式化へかえていくイメージだったんですけれど。

◎岡崎公園下水道課長 基本的には和式を洋式化することを考えております。ただ、その場合、和式はちょっと升が狭くて、場所によっては基数が減る可能性がございます。

◎下村委員 本当に今からインバウンド含めてこのトイレの洋式化は大事なことだと思います。

◎大野委員 春野運動公園の新年度のトイレの洋式化は、どれくらいの設置数ですか。

◎岡崎公園下水道課長 陸上競技場等を整備していくようにしておりますが、今の段階では基数の詳細な積算等ができておりません。

◎大野委員 大体もわかりませんかね。

◎西内委員長 後ほどわかればお答えいただきましょう。

◎中根委員 条例改定の体育館の利用料の件ですけれど、冷暖房には1時間1万7,820円が乗っかるわけですよ。使っている方たちの使い勝手に影響しないような状況かどうか、その判断はいかがですか。

◎岡崎公園下水道課長 冷暖房料金は、料金の設定が使用する光熱費とか、保守代とか、いわゆる使うことによる実費を代償していただく形での考えですので、これはかかる費用についてお願いするのが原則的な考えになっております。

◎中根委員 その原則はわかるんですけれど、付加される金額がすごく高くなりますよね。県体とかいろんな形で競技団体の皆さんが5万6,000人くらい使われていると、そんな中で1時間当たり1万7,820円なので、午前中だけでも、結構な金額になると。そんな場合に、大変使いたい、使ったらとても環境もよくなるんだけど金額面で使えないなんてことがないかどうか、調査はしていないですか。

◎岡崎公園下水道課長 現在春野を利用している実業団の方とか、あるいは大きな大会で利用している方には、冷暖房設備があったら使いますかと伺っておりますが、いわゆるアマチュアの高校生とかの団体についてはその確認はしておりません。

◎中根委員 スポーツ施設で冷暖房は、特に冷房は絶対要るものだと思います。とても大事なことだと思うんですけれど、この金額が、適当なのかどうか、本当に使えるのか、そのあたりの判断を県はどんなふうにしたのかと思ってお聞きしたいんですが。

◎岡崎公園下水道課長 県民体育館については面積が春野より狭いんでちょっと割安になっておりますが、昨年度の実績を調べたら、夏場7月、8月でいいますと、そこを競技団体が使ううちの大体40%から50%が空調設備を使っています。ただ、その使う時間は、一日使う場合もありますし、短い時間もあります。

◎中根委員 じゃあ、空調設備があるけれども、真夏であっても使わない判断もここではできるといえることですか。

◎岡崎公園下水道課長 時間設定となっておりますので、例えば朝とか夕方とか、あるい

はその日の天候なんかによって使わない判断はあると思います。

◎中根委員 確かに今の温暖化はすごいので、熱中症だとか結露だとか、スポーツ施設に空調設備があるのは私は絶対条件になってきていると思うんですけど、そんな中で、使いたいけれどもこの金額で使えないことがあったらまずいなと思いがします。他県での事例とかで、青少年が使うような場合には減額をしているのは余りないんですか。

◎岡崎公園下水道課長 そういう事例は、ちょっと把握しておりません。

◎西内委員長 武道館も空調設備を整えたけれど、冷暖房費が高くて使わないという話を聞いた。値段設定については、高いから使えない設備をわざわざつくるのか、つけたからせっかくだから使ってもらえる価格設定にするのか、その辺のバランス、比較考量しながら、武道館は教育委員会ですけども、いろんなことを考えながら検討していただければと思います。要請で構いません。

◎西内委員長 質疑を終わります。

#### 〈住宅課〉

◎西内委員長 次に、住宅課の説明を求めます。

◎阿部住宅課長 住宅課の平成29年度当初予算について御説明します。

資料番号②の議案説明書当初予算の535ページをお願いします。

歳入予算ですが、県営住宅の使用料、宅地建物取引業などに関する手数料、国庫補助金等、536ページに移っていただきまして、左下にありますとおり、14億8,967万4,000円を計上しております。

次に、537ページの歳出をお願いします。

1目の住宅費について、右側の説明欄の項目に沿って主要なものを御説明します。

2の宅地建物取引業指導監督費は、宅建業者の指導や免許更新などに要する経費です。538ページをお願いします。

3の住宅諸費は、住宅政策に係る基礎資料となる各種調査等、良質な住宅の普及啓発や支援に要する経費です。

なお、健康・省エネ住宅等技術講習会開催委託料は、今年度まで建築指導課で実施していましたが長期優良住宅技術講習会を、住宅課で普及を進めておる「こうち健康・省エネ住宅」に絡めて再構成し、来年度から住宅課で実施することとしたものです。

539ページをお願いします。

4の持家住宅建設促進事業費は、持ち家取得及び定住化の促進を図るための利子補給を行うものです。

5の住宅新築資金等貸付助成事業費は、以前に貸し付けた資金に係る市町村の償還事務への補助を行うものです。

6の住宅耐震対策事業費は、南海トラフ地震に備え既存住宅の耐震性の向上等を図るた



めの事業であり、住宅の耐震化や空き家対策等に係る補助と、住宅所有者や事業者の方々への啓発等を行うための経費です。

住宅の耐震改修に係る補助は、部長の総括説明にも、本年度は1月末時点で耐震診断は前年同期比で2.1倍の3,472件、耐震設計は同じく1.5倍の1,381件、耐震改修は1.3倍の1,138件と、いずれも過去最高となるペースで申し込みを受け付けております。29年度予算では、住宅の耐震診断3,000件分を初め、耐震設計、耐震改修、ブロック塀の安全対策、老朽住宅等の除却、空き家の再生に対する補助に必要な経費のほか、個別訪問、耐震設計への上乗せ補助などを行う市町村に対する支援に必要な経費、低コスト工法や段階的耐震改修に対応できる事業者の育成等に必要な経費として、前年度の1.17倍となる7億5,398万7,000円を計上しています。

7の県営住宅管理費は、県営住宅の管理に要する費用であり、管理等委託料の主なものは、県営住宅の入居募集、維持修繕などの業務を管理代行として高知県住宅供給公社へ委託する経費です。

なお、滞納家賃の回収は、法的措置や外部専門職の活用とあわせて、入居者の事情に応じて適切かつ丁寧に対応するなど、29年度も引き続き適正な債権の管理に努めてまいります。

540ページをお願いします。

8の県営住宅建替事業推進費は、宇治団地の全面的改善事業の第2工区及び第3工区の工事に伴い、戻り入居や仮移転する入居者に対する移転補償費と仮住居の借り上げ費用の補助に要する費用です。

9の住戸改善推進事業費は、宇治団地第2、第3工区における全面的改善や蒲原団地などにおける共用部分改善、船岡南団地集会所の耐震改修のための工事費です。

なお、宇治団地の全面的改善における第3工区全体の工事費は9億2,308万6,000円で、29年度、30年度の2カ年にわたって実施しますので、542ページにありますとおり、30年度分の4億9,510万7,000円の債務負担行為をあわせてお願いしております。

10の市町村事業等指導監督事務費は、市町村に対する指導や監督を行うための事務費です。

11の建築物耐震対策緊急促進事業費は、25年11月に施行されました改正耐震改修促進法により耐震診断が義務づけられる建築物の耐震化に要する費用の一部を補助するための経費で、大規模な建築物、防災拠点となる建築物及び緊急輸送道路等の沿道にある一定以上の高さの建築物が対象となります。このうち、大規模な建築物1棟が建てかえに、防災拠点となる建築物1棟が耐震設計に着手する予定であり、これらに対する補助に要する経費を計上しています。また、緊急輸送道路等の沿道建築物は、28年度早期に県としての道路指定を終え、今後、耐震化に向けた動きが本格化することから、30件分の耐震診断、5件

分の耐震設計、1件分の耐震改修を見込み、これらに対する補助に必要な経費を計上しています。

住宅費として対前年比1.09倍の24億1,254万2,000円を計上しています。

引き続き、平成28年度2月補正予算について御説明します。

資料番号④、議案説明書補正予算の265ページをお願いします。

歳入予算の補正について、後ほど御説明します事業執行に基づく歳出予算の減額補正に伴い財源の見直しを行うもので、合計3,001万6,000円の減額をお願いするものです。

次に、266ページの歳出をお願いします。

1目の住宅費について、右側の説明欄の項目に沿って主要なものを御説明します。

1の県営住宅管理費は、高知県住宅供給公社への委託料のうち公社が発注する委託事業に入札残が発生したことに伴い減額するものです。

2の建築物耐震対策緊急促進事業費は、民間事業者の事業遅延に伴い減額するものです。

3の地方団体関係団体職員共済組合負担金は、高知県住宅供給公社の職員の共済費です。

以上、住宅費として9,512万円の減額をお願いするものです。

次に、繰越明許費の追加について御説明します。

267ページをお願いします。

1目の住宅費のうち住宅諸費は、補助金の交付を受けた事業者が行う工事の遅延に伴い、補助金を繰り越すものです。

住宅耐震対策事業費は、市町村が実施する補助事業の遅延に伴い、県の補助金を繰り越すものです。

住戸改善推進事業費は、宇治団地ほか4団地におきまして入居者等との計画調整に日時を要したことにより工事費等を繰り越すものです。

建築物耐震対策緊急促進事業費は、市町村が実施する補助事業の遅延に伴い、県の補助金を繰り越すものです。

最後に、高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案について御説明します。

資料番号⑥、議案説明書条例その他の8ページをお願いします。

宅地建物取引業審議会は、知事の諮問に応じて宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議するため、宅地建物取引業法第73条の規定に基づき昭和47年4月に設置し、主に宅地建物取引業に関する監督処分について審議を行ってまいりました。しかし、平成5年以降は諮問を行っておらず、19年度に処分内容を具体的に明示した監督処分基準を制定したことにより、監督処分に係る諮問を行う必要性が低下をしており、22年度以降は開催実績もない状況となっています。このため、宅地建物取引業審議会を廃止することとし、設置根

拠である本条例を廃止しようとするものです。

施行期日については、平成29年4月1日としております。

住宅課の説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 耐震診断士の養成講習会ですが、現在どれぐらい耐震診断士がいらっしゃって、またどれだけの方が講習を受けているのか。

◎阿部住宅課長 現在、2月の時点で登録耐震診断士は575名おります。講習会は毎年、登録講習会と更新講習会をやっておりますが、今年度実施した登録の講習会では、70名から80名ぐらいの方が新規に登録をいただいていると思います。

◎黒岩委員 主は昭和56年以前の耐震診断を主体的にやるんでしょう。それが約7万戸ですかね。

◎阿部住宅課長 県内にあります住宅の昭和56年以前に建てられたものは、統計調査による推計に基づきますと約7万戸あると推計しています。

◎黒岩委員 現在資格を持っておられる方が575名、今講習を受けられている方が70名から80名ということですが、マックスどれぐらいまでの耐震診断士を養成すればいいか、見通しはどうか。

◎阿部住宅課長 昭和56年以前に建てられて耐震性がないと推計される住宅が7万戸あるわけですが、これらは全て耐震改修で解消するものではなく、建てかえとか、もしくは空き家になってしまって居住実態がなくなっても母数から落ちますので、今のペースを継続して、かつ建てかえ、空き家になっていく割合をトレンドで伸ばしていけば、耐震改修が必要な住宅は大体2万戸とっております。

それで、今のマンパワーで足りるかに関しては、これは1年2年でやる数字じゃございませんので、我々としては、今の診断士、575名は今年度受講して登録した方も含めての数字で、このうちで実際はペーパードライバーもいらっしゃるので、我々としては数をふやすことも取り組んでまいります。同時にそのペーパードライバーの方に事業参入していただくための講習会とか研修会もやって、一人でも多くの方が診断士として活躍いただけるようにしたいと思っております。

◎黒岩委員 耐震診断を無料化している市町村が24市町村ありますが、本会議の答弁にもありましたけれど、これから耐震診断を省いて設計から始めることをこの4月から本格的に始めるということですが、市町村の反応はどうか。

◎阿部住宅課長 現在、やり方について、一番建築技術職が多い高知市でもってトライアルをしている状況でして、そこで課題を抽出して、対応策をしっかりと考えた上で県内市町村に広げていこうと考えておるところであり、この4月からいきなり広がるかは何とも言えません。ただ、並行して市町村に意向を確認したところ、11の市町村が興味を示して

おる状況です。新聞報道では、黒岩委員の質問への答弁の後、9市町村で関心をとりましたが、その後また問い合わせがありまして、今の段階で11の市町村が興味を示している状況です。

◎黒岩委員 緊急輸送道路沿いの沿道建築物の耐震対策です。来年度の予算としては耐震診断が30、設計が5、整備が1という説明がありましたが、実際その緊急輸送道路、約1,000キロと聞いているんですけど、この沿線上の中でどの程度、対象の建物があるのか。

◎阿部住宅課長 県が指定した道路延長は恐らく大体930キロあったと思いますが、義務化になっている建物は一定の高さ以上で、現時点で339棟ございます。

◎黒岩委員 来年度予算からすると10年以上かかると思うんですが、これはスムーズな形で行くのか、そのあたりの現状はどうですか。

◎阿部住宅課長 これらの建物は、まず耐震診断を受けて耐震性の有無を確認いただくことが先決になってまいります。法律上は耐震診断までが義務化されますので、報告期限までにまずは診断をして、結果を報告いただくこととなります。その後、耐震性がなければ設計、改修と移っていくわけですが、我々だけでペースをコントロールしづらいところもございまして、住宅と違い建物のターゲットがはっきりしていますので、個別になり、もしくは市町村と一緒にになって所有者に働きかけて、充実した補助制度もあることをしっかりと周知をしながら個別に当たっていくことになろうかと思っております。

◎黒岩委員 その339棟の対象のうち高知市はどれぐらいあるんですか。

◎阿部住宅課長 市町村別の数字が今手元にないもので、正確にはお答えできませんが、高知市はたしか100棟はないです。

◎上田（周）委員 関連ですが、住宅のコンクリートブロック塀の安全対策で、本会議で部長からも一丁目一番地と答弁があって、以前からいいましたらブロックの安全対策も結構実績が上がっていると思います。そこで、いわゆるセットバックの問題で、これ課題になろうかと思いますが、道路幅員4メートル以上のところはいいんですけど、2項道路といいますか、要は道路の中心線から2メートルのセットバックの問題で、町に申し込んでもその問題があってなかなか踏み切れないというお話も多々聞きます。法律ですからセットバックが義務ですが、そうはいつでも現実的には結構悩ましい問題があるかと思えます。そのあたり、市町村と県と一緒に、これからどう進めていったらいいか、そのあたりの考えはどうですか。

◎阿部住宅課長 住宅課としてはブロック塀の撤去なり簡易なフェンスにやりかえる工事に対して補助をしておりますが、法令の要請でもってセットバックをしないといかんと、これは都市計画区域内であればそういった制約が出てまいります。確かに委員がおっしゃるように敷地が狭隘で、住宅がブロック塀に迫っておって物理的に下がれない事案がある

ことも承知しております。現行の法令の要請ではありますが、法令の中でも緩和措置が使える場合があると。原則は道路幅員4メートルですが、場合によっては2.7メートルまで確保すればいい道路を設定することもできなくはないです。それから、都市計画的な手法を使いますが、地区計画とかそういったものを活用することで避難とか通行の安全性等を別途何がしかの形で担保することを条件に、そういった下がらないといけない道路の指定を外すやり方もあります。ただ、こういったことを考える際には、当然ながら4メートルが必要だってことはそれなりに根拠があるわけですので、それを緩和するに当たり、パーターでどこでその機能を確保するのかについては、関係する市町村、地域の地元の方々のお考えなりを踏まえながらしっかりと議論していく必要があると思っています。

そういったことに結構時間がかかっているところもあろうかと思いますが、そこは地域の方々、それから市町村の方々も腹に入れた上で前に進むことが大事だと思いますので、そこは個別に事情をお聞きしながら、また関係各課と、もしくは危機管理部、地域本部とも連携をとりながら検討したいと思っています。

◎上田（周）委員 いの町の分ですが、阪神・淡路大震災を経験された方が帰ってきています。その方はセットバックしているんですよ。ところが、これから安全対策でというときに、さっき課長がおっしゃった、セットバックをしたいけれど敷地がもう本当に狭隘だからと、そういう問題もありますので、ぜひ課題として、よろしく願いいたします。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で住宅課を終わります。

#### 〈建築指導課〉

◎西内委員長 次に、建築指導課の説明を求めます。

◎益井建築指導課長 建築指導課の説明をさせていただきます。

最初に、建築指導課の予算について、平成29年度当初予算の説明に関連しますので、平成28年度2月補正予算から御説明します。

議案説明書④（補正予算）の268ページをお開き願います。

歳出です。

耐震改修促進計画改定基礎調査事業費補助金1,800万円の減額を計上しています。この調査は、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、県や市町村が耐震改修促進計画の中で緊急輸送道路等の避難路を指定することにより、沿道の一定の高さを超える建築物の耐震診断が義務化されることとなりましたので、指定を検討する道路について沿道建築物の実態を調査するものです。

県は、平成26年度、27年度の2カ年で、市町村の区域を越える広域の緊急輸送道路等の避難路の調査を行い、調査を終えたものから順次、指定の是非について検討を行い、必要な道路の指定を行ったところであります。一方、市町村の区域内の避難路は、市町村によ

る調査や指定を促進するため、市町村が行う調査に要する費用の一部を補助することとしております。平成28年度は市町村からの要望に基づいて6市町村分の予算を確保してましたが、結果として28年度内に調査を着手する市町村がなかったことから減額の補正をするものです。

平成29年度当初予算全体について御説明します。

議案説明書②（当初予算）の543ページ及び544ページをごらんください。

当課の歳入予算額は2,536万6,000円で、前年度と比較して632万1,000円の減となっております。減額の主な要因は、長期優良住宅技術講習会開催委託業務を住宅課の健康・省エネ住宅技術講習会開催委託業務へ移管したことに伴い、その財源としての国庫補助金の収入減によるものです。

歳入の内訳は、2項の手数料は建築物確認申請手数料などを計上しています。

なお、手数料は、後ほど御説明します（24）の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、これを新設しております。

次に、歳出について御説明します。

545ページ及び546ページをお願いします。

当課の歳出予算は9,416万6,000円を計上しており、前年度と比較して1,175万7,000円の減となっております。減額の主な要因は、耐震改修促進計画改定基礎調査事業費補助金の減によるものです。

それでは、2目の建築指導費について、説明させていただきます。

2の建築指導監督費は、建築士及び建築士事務所の指導監督、被災建築物応急危険度判定士の養成及び建築物の安全・安心を図るため建築基準法に基づき行われる建築確認などに係る経費です。

平成29年度の主要事業について説明します。

2 建築指導監督費、被災建築物応急危険度判定講習会開催委託料を200万7,000円計上しています。応急危険度判定士とは、大地震によって被災した建築物を調査して、余震などによる倒壊の危険性や外壁、窓ガラスの落下、附属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる2次的災害を防止することを目的として判定活動に携わるものです。判定結果は、危険、赤の表示、それから要注意、黄色、それから調査済み、これは安全の意味ですが、緑、これの紙を建物のわかりやすいところに張りつけて表示をします。

昨年4月に発生しました熊本地震のときに、高知県から24人の判定士を派遣しました。派遣した者からの報告によりますと、熊本県では、熊本県内の判定士不足から早期の判定作業が困難だったとのことでした。南海トラフ地震対策行動計画では、平成27年度末現在、本県高知県で登録してます870人の判定士を平成30年度末に1,000人を当面の目標としています。この熊本からの報告を踏まえて、目標の達成を前倒しするため、これまで年

2回としておりました講習会の開催回数を年3回にふやします。

また、応急危険度判定士が判定を行う際に携帯できる被災建築物応急危険度判定士手帳、これの作成に係る経費として56万2,000円を事務費に計上しております。これは、同じく熊本地震において高知県から判定士を派遣したときに、現地で熊本県から判定の作業手順、それから建物の傾斜、どれだけ傾いているかの早見表、住民から聞かれたときの質疑応答などが書かれている手帳が配付されて作業の効率化が図られたと、報告がありましたので、高知県版の手帳を作成することとし、南海トラフ地震に備えるものです。

2 建築指導監督費、2月補正予算で説明した耐震改修促進計画改定基礎調査事業費補助金は、平成29年度に調査を予定している1市町村分の300万円を計上しています。

なお、他の市町村が調査に着手したいとの申請が出てきた場合は、補正予算で対応させていただきたいと考えております。

最後に、条例その他議案、高知県手数料徴収条例の改正について御説明します。

参考資料、建築指導課のインデックスの1ページをお開きください。

手数料条例の改正は2件ありまして、都市の低炭素化の促進に関する法律に係るものと、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係るものです。

まず、低炭素建築物認定の手数料、これの追加について説明します。

低炭素建築物の認定を受けますと、住宅であれば、メリットとして住宅ローンにおいて所得税などに優遇措置があり、従来から県が認定する際には手数料を徴収していますが、これに認定方法の追加を行うものです。非住宅、つまり住宅でない建物において、従来の計算方法に加えてモデル建物法、なお資料でアンダーラインの引いている言葉は後ほど御説明したいと思っておりますが、このモデル建物法による計算方法が認められたことから、この計算方法による申請の手数料を追加するものです。

なお、資料の中段の手数料の一例の左の表を見ていただきますと、その表の右側にモデル建物法によるものを加えてあります。

次に、住宅において設計住宅性能評価、これを受けたものがいわゆる省エネの技術的審査を受けたものと同等とみなすことを認めるものです。

なお、資料の中段の手数料の一例の右の表を見ていただきますと、真ん中に、技術的審査に加え設計住宅性能評価を加えて位置づけております。

さて、モデル建物法とは何か、少し技術的になりますが、その用途と規模に応じた建物モデルによって認定建物の省エネ性能を略算する方法で、余裕を持たせて安全側に計算する方法であるため、従来の計算方法による場合に加えて、一般的に省エネ性能が高くなる傾向があります。絵を見ていただきますと、カラーの絵になっておりますけれども、例えば事務所でも、県庁を思い浮かべていただければいいと思いますけれども、県庁でしたら例えば事務室のほかには玄関ホールとか会議室とか食堂などがあります。これらを個々に部

屋ごとに計算するのが従来の方法で、これに対してモデル建物法は、これらを全て事務室とみなして一括して計算する方法です。

次に、住宅性能評価、なおこれは従来からある別の法律による制度で、任意に評価を受けることができるものですが、この設計住宅性能評価は、設計のときの住宅の性能、構造耐力、省エネルギー性、遮音性をわかりやすく表示して、消費者に対して住宅の性能の相互比較を可能にする、住宅を購入したり設計したり選択するときに相互比較を可能にするもので、民間審査機関が行いますこの住宅性能評価の温熱環境・エネルギー消費量といった省エネルギー性に関する評価を技術的審査と同等と扱うものです。

技術的審査は、(1)として、県など所管行政庁の事務の省力化といった国の方針に基づいて、審査事務の一部を登録エネルギー消費性能判定機関や住宅性能評価機関、こういった民間審査機関で事前にできるようになっています。(2)として、申請者は、①民間審査機関で事前審査、ここではさきの技術的審査であったり、これから加えようとしております先ほど説明しました設計住宅性能評価ですが、この事前審査を受けた後、所管行政庁へ申請する場合、②として、事前審査を受けずに直接所管行政庁へ申請する場合の申請パターンがあり、どちらのパターンで申請を行うかは申請者が選択できるようになっております。

手数料の一例として、左の表では、事前審査なしの区分において、従来の評価方法にモデル建物法を追加するものです。手数料の額は、国土交通省が示した標準所要時間に人件費を掛けたもので、モデル建物法のところの9万7,000円とありますが、これは国の示した標準時間1,300分を時間換算し、これに人件費の時間単価を掛けて端数処理したものです。モデル建物法は、従来の評価方法、計算方法に比べて審査内容も簡素であるため、安い手数料となっています。

なお、4ページにA3判のペーパーがありますが、手数料の一覧表を添付いたしました。赤字になっているところが追加になっているものです。

なお、施行日は29年4月1日としたいと考えております。

次に、もう一つの法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係るものについて説明いたします。

これは、建築主に一定規模以上の非住宅、住宅でない建築物に対して省エネ性能を確保することが1つ、それからもう一つは、計画時に省エネ性能に適合しているかどうかの判定を受けること、これが義務づけられることになりましたので、この適合性の判定に係る手数料を新設するものです。

手数料の一例としては、国土交通省が示した標準所要時間に人件費を掛けたもので、例えば標準入力法の一般用途の場合の面積区分2,000平米以上5,000平米未満の58万2,000円という数字があると思いますが、これは国の示した7,850分を時間換算し、これに人件費



の時間単価を掛けて端数処理したものです。また、用途のところで工場等用途という区分がありますが、これは工場等の用途は生産エリア、言うたら工場の例えばベルトコンベヤーが動いている部分が省エネ検査の対象外になるなど、エネルギー性能の計算結果の審査内容が少ないため、安い手数料となっています。

なお、7ページに手数料の一覧表を添付いたしました。

また、施行日は、法の施行日に合わせ、平成29年4月1日としたいと考えています。

以上で建築指導課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 一戸建ての住宅を建てる場合、主が住宅メーカーあるいは工務店等から話を聞いて、詳しいことは施主自体もわからないまま建てている場合が多いと思うけど、今回の改正について、具体的な周知徹底、4月以降からということですが、きちっと施主の思いに立ってやっていけるのか。

◎益井建築指導課長 低炭素法は都市計画の用途地域があるところ、高知市が主になり、県の所管エリアだと香美市、いの町、それから幡多地域に用途地域があるところがありますが、ここにおいて一定省エネ性能の高い住宅を建てるとメリットがありますよということです。これは今までも制度があり、周知をしておりますので、引き続き周知をするとともに、このモデル建物法っていいましても一般消費者の方はなかなかわかりませんので、いわゆる建築関係団体等々を通じまして周知を図っていきたいと思っています。

それから、もう一つの省エネルギー性能の向上の法律ですけれども、まずは一定の規模以上の非住宅で、具体的に言いましたら2,000平方メートル以上の非住宅の建築物に義務づけられるものですので、こちらも建築関係団体を通じて周知を図っていきたいと思っています。

少し関連になりますけれども、先ほど住宅課から説明がありました長期優良住宅の講習会、これを建築士に対して行っており、この長期優良住宅は、基準として一定一般的な建築基準法で定めている採点基準よりも省エネルギー性能が高くないと認定になりませんので、プレハブ住宅は技術開発を研究して、一般仕様化して普及を図っております。それですから、プレハブメーカーの営業の方々是一般消費者の方に、要は長期優良住宅にすれば省エネ性能は高いですよ、これは耐震性能も高いという売り文句で消費者にアプローチしているところです。

一方で、在来木造の工務店や大工は注文一品生産で、プレハブ住宅のように研究所で開発してそれを全国展開することができませんので、長期優良住宅の省エネ性能に対してどう設計をしたらいいか講習会を従来からやっており、消費者の方へのアプローチの仕方についてもあわせて講習をしているところです。それが来年度は住宅課で、もう少し広い視点で、健康・省エネという視点で講習会を引き続きやっていくことになっています。

◎黒岩委員 高知県の場合は、非常にプレハブ住宅の割合が高い。プレハブ住宅の場合は、単価が結構いいので、大変な感じもするんですけど、安全性の面で採用されていると思うんですが、施主側にとっては難しい判断をしていく中で、いろんな現状の課題をクリアできるかはどうですか。

◎益井建築指導課長 建築指導課の所管とは違いますが、要は在来の設計事務所とか工務店とかがやっている木造住宅とプレハブ住宅の比率を見てみて、高知県はプレハブ住宅に他県と比べて随分押されているとは思っていません。割と地場の工務店が頑張っていると思ってまして、林業サイドから県産材を使った木造住宅には手厚い支援がありますとやっております、長期優良住宅の認定申請が上がってきたら審査をするわけですが、結構在来木造住宅もあると認識しております。

◎黒岩委員 ちなみに今年度、どれぐらい一戸建て住宅の建設があるんですか。

◎益井建築指導課長 長期優良住宅の認定は、高知市のエリアは高知市長が、それ以外のエリアは知事が行っております。その高知市を含めまして、平成27年度の数字で450件の申請が上がってきております。

◎黒岩委員 それは例年の戸数を比べたときに、景気状況に左右されると思うんですが、27年度はどんな判断をされていますか。

◎益井建築指導課長 景気の場合と、消費税がアップされる前の駆け込み状況と、全体の住宅着工のトレンドと連動していくと思っておりますが、平成27年度は450戸と申しました。それが平成26年度は520戸、平成25年度は611戸で、ここのところ少し下がりぎみです。これは住宅以外のものも含めた建築確認の件数でも、25年度は700件台だったのが27年度は500件弱になってまして、景気とそれから消費税のアップのときの駆け込み需要に連動しているのかなと。で、消費税がアップするのが大分先へ延びましたので、今、一段落して駆け込み需要はもう少し後に来るのではないかなと思われまして。

◎中根委員 危険度判定士をあと130人ふやすことを目標と伺いましたが、どんな方がこの判定士試験、判定士になる講習会に参加をされるのですか。

◎益井建築指導課長 今の時点で判定士の講習を受けて判定士として登録できるのは、建築士の方です。建築士の方が半日間の講習を受けて、登録証をもらえることになっております。

◎中根委員 建築士の方々の数とこの目標は大丈夫ですか。

◎益井建築指導課長 建築士は一級建築士、二級建築士、それから木造建築士と3種類ございまして、実は一級建築士であってかつ二級建築士である方が結構おられまして、一級建築士の所管が国、二級、木造建築士の所管が県でして、一級かつ二級の方がどれだけいるか詳しいことはわからないんです。ダブリもありですと、約7,000人ぐらい高知県内におります。

ただ、建築士の資格を取って、行政の職員であったり、ペーパードライバーの方もおいでます。それで、実際になりわいとしてやっている方がどれだけいるか、これは建築士事務所の数で代表できるものと思っていまして、1つの建築士事務所に複数の建築士がおられることもあります。一人でやっておられる方もおいでます。それでいきますと、事務所の数が27年度末現在で655事務所あります。今のところ計算でいきますと1事務所当たり1人以上の方が判定士になっていただいている状況にあります。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で建築指導課を終わります。

ここで休憩といたします。再開時刻は午後1時10分とします。

(昼食のため休憩 12時2分～13時8分)

◎西内委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 〈建築課〉

◎西内委員長 次に、建築課の説明を求めます。

◎西本建築課長 建築課の平成29年度当初予算の説明をします。

議案説明書②、547ページをお願いします。

まず、歳入について御説明します。

諸収入のうち県立病院等設計監督受託事業収入は、公営企業局が所管する施設に関する修繕工事の管理に伴う事務費の収入です。

建築課収入は、非常勤職員、臨時職員の労働保険料に係る収入です。

以上、平成29年度一般会計歳入予算の合計は26万3,000円となっております。

続きまして、歳出について御説明します。

548ページをお願いします。

建築費について御説明します。

2 県有施設管理費のうち維持修繕費は、出先機関の庁舎など県有施設の維持修繕に要する経費です。

自家用電気工作物保安管理委託料は、県有施設の高圧受電設備などの自家用電気工作物の保安管理業務を委託する経費です。

設計等委託料は、先ほど説明した維持修繕費を執行するために行う設計監理を委託する経費です。

3 の建築諸費のうち一級建築士免許取得負担金は、業務上必要となる一級建築士免許の取得を促進するため、一級建築士試験に合格した職員の登録免許税などを県が負担する経費です。一級建築士資格取得を通じて若手技術職員の技術力向上を図ります。

4の営繕諸費のうち営繕積算システム等作成委託料は、建築工事では設計単価や設計内訳書の作成を電算化しており、このシステムの保守管理や市場単価調査を委託する経費です。

以上、549ページに記載のとおり、建築費として3億954万6,000円を計上しています。

なお、2月補正予算はございません。

以上で建築課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 県有施設の維持修繕費が結構ありますが、場所、地域によっても違うと思うが、実態はどんな感じですか。

◎西本建築課長 年間の予算として、修繕費には緊急修繕と計画修繕がございます。緊急修繕は年間大体5,000万円の予算で運営してまして、雨が漏った、水が漏れた、空調が壊れたなど緊急的な修繕に対応する費用です。それに対して、計画修繕は、建物の老朽化を見ながら優先順位をつけて計画的に修繕を進めていくものです。平成29年度は、工事費6,501万1,000円、委託料は1,160万4,000円を計上してます。これで全ての修繕ができるものではありませんが、優先順位をつけて、必要なものから順に、計画的に取り組んでおります。

◎黒岩委員 年数がたってくると修繕とか出てくると思うんですが、将来的な目標なり考え方はどんな計画を立てているんですか。

◎西本建築課長 特に将来的な推計は把握しておりませんが、委員がおっしゃるとおり、建物の老朽化が進んでおりますので、一定その設備とか建築の修繕とかの需要は高まってきたおると思います。そういった中で要望とか実態を聞きながら、必要なものを予算要求して計上していくように努めてまいりたいと考えております。

◎西内委員長 今県庁内で一級建築士は何人いますか。

◎西本建築課長 建築職の中での一級建築士は現在28名おります。

◎西内委員長 今年度は何名資格試験を受験されたんでしょうか。

◎西本建築課長 受験者数は正確に把握しておりませんが、今年度は2名合格しております。

◎西内委員長 以上で質疑を終わります。

以上で建築課を終わります。

#### 〈港湾振興課〉

◎西内委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎横島港湾振興課長 港湾振興課の平成29年度当初予算について御説明します。

議案及び議案説明書のインデックス2、議案説明書当初予算の550ページをお願いいたします。

歳入予算ですが、当課の歳入は国庫支出金と諸収入で、歳入額の合計は前年度より8,587万8,000円多い1億1,042万1,000円となっております。

内訳としては、国庫支出金は、客船受入等業務委託料に地方創生推進交付金を充てたもので、諸収入は、客船受入等業務委託料に係る高知市からの負担金と臨時職員の雇用保険料の本人負担分です。

551ページをお願いします。

歳出予算について、右端の説明欄に沿って主なものを御説明します。

まず、2ポートセールス推進事業費について申し上げます。

2つ目の企業信用調査等委託料は、訪問先の企業を選定するための調査や信用調査などを行うための経費です。

次の客船受入等業務委託料は、高知新港へのクルーズ客船寄港時における岸壁での歓迎イベントや市街地向けのシャトルバスの運行など受け入れに要する経費と、外国船社等への訪問など誘致活動に要する経費です。このうち、岸壁での歓迎イベントに係る委託料は、昨年12月議会で債務負担行為をお認めいただいております、既に委託先を決定し、4月3日に寄港する外国客船の受け入れ準備を進めているところです。

なお、来年度、高知新港へは現時点で仮予約を含めて外国船48回、日本船10回の計58回の寄港が予定されております。

海外見本市出展業務負担金は、外国客船の誘致のため、主要な外国クルーズ船社が集い米国で開催される世界最大級の見本市に出展する経費です。昨年度は、この見本市でのPRにより、平成29年度に新たな外国客船の寄港予約につながった成果も上がっております。

宿毛湾港等利用促進事業費補助金は、タグボートが配置されていない宿毛湾港やあしずり港の利活用を促進するため、客船の入出港時に使用するタグボートを他の港から回航する経費の一部を助成するものです。

高知新港コンテナ利用促進事業費補助金は、高知新港におけるコンテナ貨物取扱量の増加に向けて、新規に高知新港を利用する場合や、前年度また前々年度より貨物取扱量が増加した荷主企業に対し、コンテナを輸出する際の経費の一部を助成するものです。

コンテナ貨物取扱量は、一昨年、釜山航路の一つが中国の大連、天津まで延伸されたことに加え、昨年10月には高知新港から神戸港を経由して国際航路へとつながる定期コンテナ航路が就航し利便性が向上したことを荷主企業に重ねてPRし、高知新港の利用促進を図りたいと考えております。

事務費は、コンテナ船を運航する企業や代理店、荷主企業への訪問、クルーズ客船の誘致などのポートセールス活動や、高知新港、宿毛湾港への企業誘致活動に要する事務経費です。

552ページをお願いします。

姉妹港交流促進事業費についてです。

高知港は、海外の8つの港と友好提携港の国際ネットワーク、通称I N A Pを形成し、年に1回いずれかの港で会議を開催し、港湾の振興等に関する情報交換を行うなど交流を深めております。また、県ではI N A P会議に合わせて、県内企業による経済ミッション団を派遣し、交流のみにとどまらず県内企業の海外取引の拡大や高知新港の利用につながるよう努めております。28年度は、工業振興課との連携により、参加企業の方々と防災関連製品などの販路拡大に向けた取り組みを進め、今後につながる手応えを感じたところで。来年度は、スリランカのコロombo港で第19回目となる会議を開催する予定です。

友好提携港会議出張業務委託料は、I N A P会議の事前準備及び会議本番に現地移動等に要する自動車手配業務を委託するものです。

海外経済活動支援事業委託料は、I N A P会議開催に合わせて現地で実施するセミナーの開催手配業務等を委託するものです。

事務費は、I N A P会議等に要する旅費や報償費等です。

以上、港湾振興課の平成29年度歳出当初予算は、前年度より6,848万6,000円増額となる合計2億9,275万3,000円を計上しております。

平成28年度補正予算について御説明します。

議案説明書補正予算の269ページをお開きください。

歳入予算の補正ですが、499万6,000円の減額となっております。これは、予定されていた外国客船の寄港がキャンセルとなったことにより、客船受入等業務委託料に係る高知市からの負担金が減となるものです。

270ページをお願いします。

歳出予算の補正を御説明します。

客船受入等業務委託料は、外国客船の寄港がキャンセルになったこと、また警備員数の減やシャトルバス台数減などにより経費が節減できたことなどから1,310万7,000円の減額をお願いするものです。

以上で港湾振興課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 新年度から第2期の高知新港振興プランが始まるわけですが、第1期をどういう総括のもとで第2期の振興プランが始まるのか、その柱はどんなところか、そのあたりどうですか。

◎横島港湾振興課長 まず、第1期プランの総括として、具体的に数値目標を掲げてきたコンテナ貨物、バルク貨物、クルーズ客船について説明します。まずコンテナ貨物は、平成27年12月に釜山航路の一つが中国まで延伸したことによる利便性の向上とポートセール

スに取り組んだことにより、平成28年のコンテナ貨物取扱量は過去最高の1万2,864TEUとなり、目標として掲げていた2万TEUには及ばない結果になっております。

バルク貨物は、石灰石の輸出が鉄鋼業界の再編等の影響で減少したことにより、貨物量は当初からは横ばいで、これも目標として掲げていた数字を達成することはできませんでした。

クルーズ客船は、平成26年5月に供用を開始しメンバーズの開設と誘致活動の結果、平成28年度は30回の寄港で、前年度から急増しております。これは、目標として掲げた12回、うち外国客船4回を大きく上回る結果となっております。

それらを受けて、2期プランも、コンテナ貨物、バルク貨物、クルーズ客船、貨物とクルーズの共存を柱にして組み立てていきたいと考えています。

◎黒岩委員 コンテナ貨物がふえて、バルク貨物は横ばいですが、どういう国から来ているのか、また高知県からどういう国に出しているのか、そのあたりの状況はどうでしょうか。

◎横畠港湾振興課長 輸入は、1番が中国、これが30%ぐらいです。2番目がアメリカで20%ぐらい、3番目がインドネシアで13%となっています。

輸出は、1番が韓国で45%、2番が中国で23%、3番がアメリカで10%になっています。

◎黒岩委員 高知県の産業振興計画等を含めて取り組んでいる状況の中で、今後、輸入、輸出の見通しはどうですか。

◎横畠港湾振興課長 明確なことを申し上げることはできませんが、今、産業振興計画で農林水産物の輸出に取り組むことになっていますので、高知新港を何とか利用していただいて伸ばしていくといけるのではないかと思います。

◎黒岩委員 クルーズ客船、昨日、観光振興部でも説明があったんですが、来年度も多くの予約が入ってきていることで、非常に高知県にとってはプラスアルファの要因があるわけですが、他県の港を見ても3桁ぐらい来ている港もあるわけですが、徐々にはふえてはきていますが、今後大きく展開をしていく一番の要因としてはどういうことが考えられますか。

◎横畠港湾振興課長 今、中国発着の中国客船が多く来ておりますが、それについてはしっかりとおもてなしをしていくことによって今後も一定伸びていくと思っています。しかし、日本発着であるとか、今度来ますクイーン・エリザベスのようなワールドクルーズが余り伸びていないところもありますので、そこは重点的に誘致活動等を行っていくことによって伸ばしていきたいと思っています。

◎黒岩委員 他県も結構力入れてやっていると思うんですが、誘致活動する上での何かポイント的なものはあるんですか。

◎横畠港湾振興課長 高知新港の強みは太平洋側に面していて、例えば上海から出たときに2日で高知新港に来れる、あと四国で唯一13万トン級以上のクルーズ客船が泊まることができる岸壁を有している、観光面では高知城、日曜市、桂浜と、新港から30分以内で行けるところがコンパクトにまとまっているのが強みでありますので、そこを押し出して誘致活動していきたいと思っています。

◎黒岩委員 新港の前の高台、委員会でも見に行かせていただいたんですが、県外の企業からの問い合わせもあるという説明が課長からありました。現時点での見通しはどうか。

◎横畠港湾振興課長 高台企業用地も含めた高知新港全体の利活用について庁内で検討をしているところですが、その検討に時間を要しており、方針が固まり次第、土地処分議案を出させていただいて分譲を開始したいと思っています。

◎黒岩委員 この実際問い合わせがあっているところですね、県外企業の方は、高台全体なのか、ある程度分割して欲しいのか、そのあたりどうですか。

◎横畠港湾振興課長 両方です。

◎黒岩委員 実際あそこの場所を企業が求めているのは、海に関する仕事だと思うんですけど、ある程度規模の大きい企業ですか。

◎横畠港湾振興課長 必ずしも海に関するものばかりではなく、発電事業も含めてお話があっているところです。

◎黒岩委員 具体的にその企業誘致を進めていくのは、新年度、何月ぐらいから始めるんですか。

◎横畠港湾振興課長 具体的にどの議会に処分議案を出させていただくのか決定しているわけではありませんが、何とか前半に手続をさせていただいて、誘致活動していきたいと思っています。

◎黒岩委員 前半に企業誘致を具体的に出してくると、今問い合わせている企業は非常に来やすい、決まりそうな状況にあるんですか。

◎横畠港湾振興課長 今お話のあっているところは、発電事業とかのお話が結構多くて、今の私どもが考えております分譲要領では主に製造業と流通業を中心に考えておりますので、それには合わないので、そこは検討していく必要があると思っています。

◎福田土木部長 我々はあそこの高台の分譲地を企業用地、あそこだけを見て企業に買ってもらうかを検討するわけではなくて、下の使い方も含めて考えていこうと。できるだけあそこを高く売りたい。金額的に高いという意味じゃなくて、県にとって最も産業振興に生かされるような企業に来ていただきたいということを、ほかの部局も含めてアイデア出しをして検討しておるところですので、その検討結果をもってまた御報告させていただきたいと思います。



◎浜田（豪）委員 この海外見本市出展業務ですけれど、この見本市のイメージが湧かないんですが、この海外見本市はどこで開催されて、どのような形で行われておるのか。

◎横島港湾振興課長 アメリカのマiamiで毎年開かれているコンベンションで、去年でいえば日本から20団体が出展しております、幾つかの団体が一つになってブースを持って、海外の船会社の方たちが興味を持ったところに話を聞きに来る内容です。

◎浜田（豪）委員 その20団体は国内の自治体ですか、会社ですか。

◎横島港湾振興課長 20団体は国内の自治体です。

◎浜田（豪）委員 Miamiで開かれるということですが、中国とかも含めて世界中の船会社が行かれるんですか。

◎横島港湾振興課長 はい、そうです。

◎大野委員 客船受け入れの業務委託ですが、これは4月から始まるということですが、委託先はどちらになりましたか。

◎横島港湾振興課長 引き続き、ことしやっていたいたユースケーです。

◎大野委員 これは随契でしたよね。何が随契理由になりますかね。

◎横島港湾振興課長 随契と申しましても、プロポーザルによる随契です。

◎大野委員 何社ぐらいでやりました。

◎横島港湾振興課長 2社です。

◎大野委員 2社ですか。おもてなし課の客船の受け入れ事業は約3分の1、5,000万円で、こっちは1億5,000万円ということで、金額に差があって、港湾というたら範囲が狭いイメージがあるんですが、おもてなしは結構広いイメージがあって、事業的なものがどう違うのか教えていただきたい。

◎横島港湾振興課長 港の中で毎回仮設テント等を建ててイベント、物販をしていますので、その経費が結構かかります。また、港からシャトルバスを中心市街地に出しているのもこの委託の中に入っていますので、その経費が結構かかることになります。

◎大野委員 バスの委託も含まれているということですね。

◎横島港湾振興課長 はい、そうです。

◎中根委員 補正の外国客船のキャンセルは何隻ですか。

◎横島港湾振興課長 6隻キャンセルがあり、2隻追加です。

◎中根委員 4隻分と単純に考えていいですか。それだけのキャンセルがあったらこれだけの補正額になる考え方でいいですか。

◎横島港湾振興課長 船の規模によって金額がまちまちで、今回は900万円が4隻分です。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で港湾振興課を終わります。

## 〈港湾・海岸課〉

◎西内委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎依岡港湾・海岸課長 港湾・海岸課の平成29年度当初予算及び本年度の補正について説明をさせていただきます。

議案説明書当初予算の553ページをお開きください。

一般会計の歳入予算の主なものを御説明します。

7款分担金及び負担金は、港湾と海岸における交付金事業と県単独事業、直轄事業に係る市町村の負担金です。

8款使用料及び手数料は、岸壁などの使用料収入で、9款国庫支出金のうち554ページの11目土木費補助金は、港湾や海岸の整備に係る国庫補助金や交付金です。

555ページをお願いします。

14款諸収入の3目過年度収入は、平成29年度に繰り越す港湾海岸事業の市町村の負担金で、15款県債は、港湾海岸事業の県負担額に充てる起債を計上しています。

以上、港湾・海岸課の平成29年度一般会計歳入当初予算の合計は、前年度より14億1,256万5,000円減の52億3,233万2,000円となっています。

続いて、歳出予算について説明します。

556ページをお願いします。

2目港湾費のうち557ページの説明欄1行目、港湾施設使用料徴収等委託料は、岸壁等の使用料の収入に必要な経費で、高知新港防波堤標識灯等管理委託料は、防波堤に設置する灯台等の維持管理などに必要な経費を計上しています。

中段の高知港係留施設等管理運営委託料は、高知港での指定管理に係る経費で、国際港湾施設保安管理等委託料は、外国航路の客船や貨物船の入港に際し、人や車両等の出入りなどを管理するために必要な経費です。

4港湾美化対策事業費では、水域や緑地等の清掃等を行うとともに、5プレジャーボート対策事業費では、小型船舶の適正な利用に向けた取り組みを推進してまいります。

558ページをお願いします。

6港湾調査費では、須崎港の港湾計画の改定に向けた資料作成を行うほか、高知港ほか6港で維持管理計画に基づく一般定期点検などを行います。

7港湾単独改良費では、高知新港で大型外国客船受け入れ時の渋滞や安全対策として臨港道路の整備を、また奈半利港では野積み場のかさ上げなどの整備を行います。

8港湾維持修繕費では、高知港ほか11港で航路や泊地のしゅんせつのほか、岸壁の修繕などを行います。

9港湾整備事業特別会計貸付金は、起債の償還に当たり一般会計から特別会計に貸し付けを行うものです。

3 目港湾建設費の説明欄 1 重要港湾改修費では、高知新港の東第2防波堤の整備を、2 地方港湾改修費では、奈半利港や下田港などで防波堤の整備などを推進してまいります。

3 港湾施設改良費では、久礼港で岸壁の耐震補強工事を行うほか、高知港など6港で施設の長寿命化工事を行うこととしております。

4 長寿命化計画策定事業費では、奈半利港ほか13港において交付金の対象に追加された臨港道路の維持管理計画を策定します。

5 港湾環境整備事業費では、高知新港で高台企業用地の緑地を整備することとしております。

6 国直轄港湾事業費負担金は、高知、須崎、宿毛湾港、室津港で国が進めます防波堤の延伸や粘り強い化に係る県の負担金です。

559ページをお願いします。

海岸費です。農林水産省が所管します耕地や漁港海岸、国土交通省が所管します河川や港湾海岸で地震津波対策や高潮侵食対策を進めてまいります。

1 目海岸費の559ページから562ページにかけては、水門、陸閘などの維持管理や堤防の耐震補強などに係る経費を計上しています。主なものについて説明をさせていただきます。

561ページをお願いします。

8 河川海岸単独改良費は、室戸市の入木海岸での越波防止柵や須崎市の大島海岸で坂路や歩道の拡幅などの整備を行うこととしております。

11 港湾海岸調査費では、高知港海岸で堤防の耐震補強工事を進めるために海岸保全区域の確定測量を行うこととしております。

562ページをお願いします。

14 高知港排水施設維持管理費では、浦戸湾内にある堀川、竹島、横浜、十津、江ノ口の5つの排水機場の管理委託や維持管理を、15 海岸陸こう等常時閉鎖推進事業費では、地震津波対策として陸閘をコンクリートや鍵で閉鎖し階段やスロープを設置するなどの陸閘の常時閉鎖を進めることとしております。

562ページの2 目耕地海岸保全費の説明欄 1 耕地海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費では、宿毛市の大深浦海岸や室戸市の津呂海岸ほかで堤防の耐震補強などを、2 耕地海岸老朽化対策緊急事業費では、黒潮町の熊野浦海岸ほかで堤防の長寿命化計画を策定することとしております。

563ページをお願いします。

3 目漁港海岸保全費の説明欄 1 漁港海岸高潮対策事業費では、宇佐漁港海岸の宇佐地区、竜地区、井尻地区で堤防の耐震補強工事を推進します。

2 漁港海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費では、室戸市の三津漁港海岸で堤防の補

強等を行うこととしております。

5 市町村管理漁港海岸保全事業費は、須崎市の野見や安芸市の穴内、高知市の春野漁港海岸で市が実施します高潮対策事業に関する補助金です。

564ページをお願いします。

4 目河川海岸保全費の説明欄 1 河川海岸高潮対策事業費では、宿毛市の新田海岸で堤防の耐震補強工事を、東洋町の野根や香南市の岸本海岸で離岸堤の整備を、2 河川海岸侵食対策事業費では、安芸市の西浜海岸や室戸市の岩戸海岸で離岸堤の整備などを行うこととされています。

6 国直轄河川海岸事業費負担金は、国が進めます耕地海岸での堤防の耐震補強工事に係る県の負担金です。

5 目港湾海岸保全費、説明欄 1 港湾海岸高潮対策事業費は、高知港の海岸堤防の耐震工事で、若松町地区に加え新たに新田町地区に工事を着手します。また、奈半利港海岸では堤防の耐震工事を、宿毛湾港海岸では耐震補強の設計を行います。

565ページをお願いします。

5 国直轄港湾海岸事業費負担金は、南海トラフ地震津波から県都高知市を3つのラインで守るいわゆる三重防護による対策を国直轄海岸事業で進めるために必要な県の負担金です。

565ページから567ページにかけて、29年度に災害が発生した場合に対応するための経費を計上しています。

567ページをお開きください。

以上、港湾・海岸課の平成29年度一般会計歳出当初予算の合計は、前年度より15億4,982万2,000円減の65億3,940万5,000円となっております。減少した主な理由としましては、全国防災事業が廃止され、それに見合った予算を計上したことによります。

568ページをお願いします。

債務負担行為、高知新港施設整備事業費は、高知新港に新たに整備を予定しております客船ターミナルに係る事業費の債務負担となっております。客船ターミナルに係る事業費は平成28年度2月補正の港湾単独改良費にも計上しておりますので、後ほど補正予算とあわせて説明をさせていただきます。

続いて、港湾整備事業特別会計について説明します。

831ページをお願いします。

歳入予算の1目使用料は、野積み場などの港湾用地や荷役機械等の使用料収入で、2目財産収入は、上屋等の貸付収入です。

3目諸収入は、港湾用地や荷役機械等を整備した際に借り入れた起債を償還するための一般会計からの借入金などで、4目県債は、起債の償還に係る借入金です。

832ページをお願いします。

歳出予算について説明します。

1 目港湾整備事業費、説明欄1 港湾施設維持費には、高知新港にある上屋、倉庫などの修繕に要する経費、2 高知新港管理運営費には、特別会計で整備した施設の指定管理に係る経費のほか、高知新港のガントリークレーンやシップローダーなどの点検、修繕に要する経費を計上しています。

833ページをお願いします。

3 高知新港整備事業費は、現在高知新港に配置しているガントリークレーンの老朽化やコンテナ船の大型に対応するための新たな荷役機械の設計に要する経費を計上しています。

4 地方債元利償還金は、埠頭用地や荷役機械の整備に係る起債の償還金です。

港湾整備事業特別会計の平成29年度当初予算は、歳入歳出ともに前年度より1億9,611万円減の5億2,381万2,000円となっております。

以上で平成29年度当初予算の説明を終わります。

続いて、平成28年度一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

議案説明書補正予算の271ページをお願いします。

歳入補正予算で、内容は当初予算と同様ですので、説明を省略させていただきます。

273ページの2行目が歳入補正予算の合計となっており、国の補正や内示差額などにより19億7,686万9,000円の減額をお願いするものです。

274ページをお願いします。

歳出予算について、説明欄で主なものを説明させていただきます。

2 目港湾費の説明欄2 港湾単独改良費は、高知新港に新たに整備を予定しております客船ターミナルに係る工事などの一部を計上しているものです。平成29年度当初予算の債務負担行為と合わせて、客船ターミナルの整備に必要な事業費となっております。国の有利な財源である地方創生関連交付金を活用するために、工事費を一部前倒しして補正予算へ計上しています。補正分は平成29年度へ繰り越して事業を行うため、平成30年度に係る事業費を債務負担行為額としております。平成28年9月議会で客船ターミナルの設計委託料の予算を承認していただき、その後、公募型プロポーザルにより委託先の選定を行っていましたが、応募がなかったことにより入札不調となり、再度公募して業者を選定しましたのでスケジュールにおくれが出ましたので、委託料も繰り越すこととしております。

なお、設計及び工事費の繰り越しは、この後の繰越明許費に追加をお願いをしております。

3 港湾整備事業特別会計貸付金は、特別会計の収入が当初の見込みを上回ったことから、一般会計からの貸付金を減額するものです。

275ページをお願いします。

3 目港湾建設費の説明欄 1 地方港湾改修費では、国補正対応により奈半利港や下田港で防波堤の整備を促進することとしています。

2 港湾施設改良費及び3 国直轄港湾事業費負担金は、国内示差額の減額となっております。

275ページの一番下から海岸費となります。

276ページをお願いします。

1 目海岸費の減額は、手結港海岸での津波避難施設整備において、地盤が当初想定していた状況より良好であったため基礎部の見直しをしたことによる減額及び入札残額です。

2 目耕地海岸保全費から277ページの5 目港湾海岸保全費は、公共事業の予算となっておりますが、主に内示差額による減額、増額をしております。

278ページから280ページの15款災害復旧費は、平成28年度に事業費を要する災害が発生しなかったことから全額減額補正するものです。

280ページをお願いします。

平成28年度一般会計歳出補正予算は、合計22億1,362万6,000円の減額をお願いするものです。

次に、繰越明許費について説明します。

281ページをお願いします。

まず、追加の主な事業について説明をさせていただきます。

7 項港湾費の港湾単独改良費は、先ほど説明しました客船ターミナルの入札不調による設計等の調整に日時を要したことと、高知新港臨港道路の工事において水道管の移設が必要となり調整に日時を要したことにより繰り越しをお願いするものです。

8 項海岸費の1 目海岸費の港湾海岸管理費は、手結港海岸津波避難施設の整備工事において、イベント広場等の利用について関係者との調整に日時を要したことにより繰り越しをお願いするものです。

282ページをお願いします。

繰越明許費の変更です。

7 項港湾費の地方港湾改修費では、奈半利港において既設消波ブロックの撤去作業時に海水が濁るおそれがあり、漁業者との施工時期の調整に日時を要したこと、8 項海岸費の河川海岸高潮対策事業費は、岸本海岸において消波ブロックの製作ヤードの使用について地元漁協との調整に日時を要したことなどにより繰り越しの増額をお願いするものです。

最後に、港湾整備事業特別会計について説明させていただきます。

389ページをお願いします。

1 港湾整備事業費の説明欄 1 地方債元利償還金は、収入が見込みを上回ることから繰上

償還を行うものです。

なお、2 臨海土地造成事業費で減額となっておりますのは、利息分が当初の見込みを下回ったことによるものです。

平成28年度港湾整備事業特別会計補正予算は、歳入歳出ともに7,696万9,000円の増額をお願いするものです。

391ページをお願いします。

繰越明許費です。

港湾施設維持費は、高知港の倉庫の修繕工事において入札不調により使用者との日程調整に日時を要したことなど、高知新港臨海土地造成事業費は、高知新港臨港道路の工事において水道管の移設が必要となり調整に日時を要したことにより繰り越しをお願いするものです。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 港湾調査費ですが、港湾のBCP、現状のBCPに対してどういう観点から新たな改善をしていこうとしているのか。

◎依岡港湾・海岸課長 BCPは、高知港、須崎港、宿毛湾港と奈半利港で既に策定をしております。それぞれの港において連絡体制とか、机上での訓練等を4港で終わっております。

今後は、現地でBCPの訓練を実際に行って、その中で問題点等を洗い出す格好で進めていきたいと考えています。

◎黒岩委員 実際その訓練に参加する人たちは関係者だと思うんですが、それぞれ港によって規模が違いますよね。どんな感じでやっていますか。

◎依岡港湾・海岸課長 去年は奈半利港で訓練をしました。そのときにはもちろん荷役の業者、建設業者、保安部の方たちと、実際に起こったときの連絡体制等を机上で訓練をしたところでございます。

◎黒岩委員 それで、実際その訓練をした上でいろんな課題とか出てきていると思うんですが、今後どう生かしていこうとされているのか。

◎依岡港湾・海岸課長 その訓練を踏まえて、今策定しているBCPをPDCAで回していくのはもっともなことです。今後は具体的に実施訓練を進めていきたい。特に高知港は全体として危機管理部と、あるいは四国の整備局とあわせてやっておりますが、やはり奈半利港であるとか宿毛湾港は今後きちんと実施訓練を行った上で、こういった問題があるのか、地域地域によって事情は違うと思いますので、そこを見定めながらフェーズに応じた訓練をやっていききたいと思っています。

◎黒岩委員 それから、重要港湾3港の防波堤の整備ですね、現状はどうでしょうか。

◎依岡港湾・海岸課長 高知新港の防波堤は、現在、東第1防波堤を進めておりますが、これは平成31年度には完成予定です。あと、粘り強い化についても平成35年度に完成予定です。須崎港についても平成34年で粘り強い化が完了する予定で、宿毛の防波堤は平成30年に完成予定です。

◎黒岩委員 ある一定静穏度も高まって、なおかつある一定の津波が来ても十分対応できる状況になりますか。

◎依岡港湾・海岸課長 須崎港、高知港は粘り強い化もあわせてやっておりますので、津波が来ても大丈夫な格好になります。宿毛湾港は今の防波堤の整備が完了すれば直ちに粘り強い化にも着手していただけるよう国とも協議をしているところです。

◎大野委員 密航者対策ですが、船をおりてそのまま脱走される方への対策は。

◎依岡港湾・海岸課長 港湾振興課になります。

◎大野委員 その対策についてお伺いしたいですが。

◎福田土木部長 本会議でも質問があった、いわゆる不法滞在の方の話ですが。これまでに4名の方が高知でおりに戻ってこなかった件が新聞でも報道がなされて、これは高知港だけではなくて全国で起こっている状況ですが、こういうことが続くと、高知港はやりやすい港みたいなネガティブな風評が広がることは決していいことではないと我々も思っております。かといって県でできることも限界があって、基本的には入国管理局の仕事であり、探すのは警察でして、ただそこで関係者が連携をして情報共有をしっかりとやって、いざそういうことが起きたときにどういう連絡を誰が誰にするのか、しっかりと体制を固めた上で、粘り強く取り組んでまいりたいと思います。

◎大野委員 多分そういった連携やと思うんですけど、しっかりとやっていただいて、ネガティブな話にならんような形でお願いしたいと思っています。

◎上田（周）委員 高知新港の客船ターミナルの一連の工事ですが、入札が一度不調に終わった後の流れと、もう1つは国の有利な地方創生の交付金の活用についての説明をお願いします。

◎依岡港湾・海岸課長 プロポーザルで1回応募はしたんですが、それが不調に終わり、2回目は県外のJVも含めて応募をしたところ、2者が手を上げて、決まったのは県外の梓設計と県内の若竹まちづくり研究所のJVで、契約日は3月22日を予定しております。

それから、有利な国の地方創生の交付金で組みましたのは、委託と工事を含めて繰り越しの部分まで、平成29年度12月までに工事ができる部分までの出来形を見込みまして計上しております。そうすることによって、その部分は補助が受けられる格好で補正予算に組み合わせてもらいました。

◎上田（周）委員 前日までの観光振興部で、補正で地方創生推進交付金が結構高額で減になっている中で、こういう国の有利な地方創生を活用できるのは何かユニークな工事か



などと思って、その内容はどんなものですか。

◎**依岡港湾・海岸課長** 今、国で特にインバウンド、外国客船、外国を受け入れようということで、そういった時流に乗ってこの事業も補助対象になったとお聞きをしております。

◎**上田（周）委員** 大変厳しい財政状況の中で、この3,000万円オーダーは結構高知県の財政に大きいと思います。

◎**今城副委員長** 海岸の津波対策で、10億円、20億円オーダーで減額で、思った以上の整備ができるか心配ですが、予算の確保について今後見通しは。

◎**依岡港湾・海岸課長** 海岸ですが、交付金と国直轄事業の負担金を合わせまして、28年度の補正も含めると実際事業費は1.04倍になっていますので、全国防災枠が減ったとはいえ補正の分で何とか前年度並みの事業費は確保しているところですが。しかしながら、海岸事業費は河川局の海岸で全国で140億円程度しかない、港湾局の海岸事業は全国で100億円程度で、漁港と耕地を合わせては40億円程度しかありませんので、やはり全国防災事業費にかわる新たな財政支援を国に求めていかないといけないと考えており、引き続き政策提言は続けていく。その中で、優先順位はきちんとお示しした中で重点投資をしていく整備を進めたいと考えております。

◎**今城副委員長** 宿毛での説明会で、全てをやると説明されていますけれど、実際、片島、大島というたら何年後になるやらわからんのじゃないでしょうか。途中で終わると効果が半減以下になってきますので、第一弾、第二弾とか段階的に進めていったらどうでしょうか。

◎**依岡港湾・海岸課長** 整備手順も検討をしております。例えば今は松田川の橋の下流から真っすぐに片島の山つげまで行けばある一定の効果は出てきます。ぐるっと片島を回り大深浦へ行きますが、大深浦からも山のほうへつけてくれば一定の効果がありますので、そういった囲える地域地域で整備手順は考えていきたいと思っておりますのが1点と、あと宿毛市のところは河川局の海岸も港湾局の海岸も耕地の海岸もございまして。だから漁港の海岸も、4つが全部そろっている海岸で囲うような格好になりますので、耕地の大深浦の海岸は全国的にも事業費が少ないので、そのあたりはスピードが落ちるのは懸念をしておりますところですが、今委託もかけておりますけれども、きちんと整備手順も含めて地元の方にここは大体何年ぐらいから取りかかれるか、きちんと御説明をした上で工事は進めていきたいと考えております。

◎**今城副委員長** 一日も早く進めるようによろしく申し上げます。

◎**中根委員** 港湾、地震対応を含めて大変な金額を長年にわたって管理をする港湾・海岸課の仕事、土木関係の仕事としては本当に大変だと思います。長い年月がかかるので、結構工事の近所に住む方々の状況は変化をする可能性があります。ですから、決定事項では

あるけれども、一つ一つの地元要望は工事を進捗しながらも聞くような体制はとられていると思うんですが、これまでどんなふうにとってきたか、今後も決定ではあるけれども長い間かかるのであればところどころで意見を聞くような、そんな仕組みはあるでしょうか。

◎**依岡港湾・海岸課長** お問い合わせの件があれば丁寧に直接お会いをして説明するのが大原則ですし、工事も地区の方に説明をした上で着手をしております。その中で、例えば階段をつけてほしいとかの要望も多々あってきますので、そういった要望にもお応えをするようにしておりますし、特に地区長とか土木委員であるとか自治会の方々にもお話もお聞きをしておりますので、特に海岸の場合は消防団の方とか陸開を操作しているの方々にもよくお話はお聞きをした上で工事は進めていって、地元の方のできる限り御要望はお応えするような格好で進めてまいりたいと考えております。

◎**西内委員長** 質疑を終わります。

以上で港湾・海岸課を終わります。

これで土木部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎**西内委員長** 続いて、土木部から4件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

平成29年度建設工事入札参加資格者についてと平成29年度入札・契約制度改正についての2件、所管課の説明と質疑を一括して行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、建設管理課の説明を求めます。

◎**小松建設管理課長** 例年御報告をいたしておる項目ですけれども、平成29年度の建設工事の入札参加資格者についてと29年度の入札・契約制度の改正について御説明します。

土木部の報告事項の資料、1ページです。

まず、平成29年度建設工事入札参加資格者についてです。

県内建設業者のランク別の事業者数をまとめています。土木一式工事を初め、全部で29の工事区分のランク別事業者数を取りまとめています。これまで、とび・土工・コンクリート工事の1分野として区分されておりました解体工事が、建設業法の改正により昨年6月から専門工事としての許可を要することとなりましたことから、新たに解体工事の区分を設けています。

29年度の事業者は、1,349事業者で、28年度との比較では20社の減となっております。延べの事業者数の大幅な増は、解体工事の区分を設けたことによるものです。

下の2の表は、土木一式工事の事業者数の推移です。29年度の土木一式工事の入札参加者数は873事業者で、28年度との比較では11社の減となっております。また、A等級業者は本年度と同じ24事業者でございます。

2 ページをお願いします。上段が、平成29年度の格付の基準表です。格付は建設業法に規定します経営事項審査の総合評定値と県独自の評価項目によります地域点数との合計点によって行っておりまして、表に示す点数を基準としております。この基準は28年度の格付と同じで、特に変更はございません。

下段は、工事の規模によりどのランクの事業者を対象とするかを定めた発注標準でして、これも変更はございません。

3 ページをお願いします。平成29年度の入札・契約制度の改正について御説明します。まず、総合評価方式の評価基準の変更についてです。

建設工事の入札においては、施工実績や地域性など価格以外の要素を加えた総合的な評価により落札者を決定する総合評価方式を活用しております。主に請負対象金額が5,000万円以上の工事に適用しておりますが、運用に当たりましては建設業界の声や有識者等で構成します総合評価委員会の御意見を伺いながら、より適正な評価の仕組みとなるよう、毎年度、評価方法等の見直しを行っておるところです。

昨年11月から本年2月にかけて行いました建設業協会本部や各支部との意見交換では、地域の建設業者への配慮を求める声を多くいただいております。総合評価の評価方法については、実績の少ない小規模な事業者にも受注のチャンスが与えられるよう、優良工事表彰など実績に対する評価の差を縮小する方向で見直しを求める意見が多く聞かれたところでした。来年度は、こうした御意見を踏まえた変更を行うこととしております。

具体的には、①に記載してあります同種・類似工事の実績は、これまで2件以上の複数の実績がある場合に加点をすることとしましたが、1件の実績も評価するようにいたします。複数の実績に対する評価は、これまでどおりで変更はございません。左が現行で、矢印で右に改正する内容を記載しています。

②の同種・類似工事の成績評定は、過去に受けた同種・類似工事の成績評定の平均点により評価をしておりますが、これまでの5点ごとの区分を改めまして2点ごと、全体で7段階の区分に細分化をし、よりきめ細かい評価を行うようにします。成績評定の平均点が80点以上は満点の15点で、これについては変更はございません。

担い手の育成に関する項目ですが、若手技術者の活用の配点を見直して、新たに登録基幹技能者の活用を評価項目に加えることとします。若手技術者の活用は、担い手の育成の観点から、41歳未満の技術者を県発注工事の主任技術者等に活用する場合に加点することとして、現在はA等級の事業者を対象とする土木一式工事の評価項目として用いています。

平成26年度からこれまでの運用の中で、工物品質の確保の観点から、配置技術者に同種・類似工事の実績など、より高い技術力、施工能力を求める一方で、それとは異なる観点から、実績の少ない若手技術者の活用を求めることが、入札に参加する事業者にとって

は技術者の配置を難しくするといった課題が出てきております。建設協会各支部との意見交換においてもそうした声は多く聞かれましたことから、来年度はこの点に配慮しまして、配点を10点から5点に改めるとともに、運用面で、2億円以上の規模の大きな工事ではこの評価を控えるよう運用を改めることといたします。

その上で、新たに評価項目とする登録基幹技能者は、平成20年に建設業法に基づく制度として位置づけられたものでして、現場をまとめるマネジメント能力にすぐれた技能者として、国土交通大臣の登録を受けた機関の講習を修了し資格認定を受けた者で、現在、電気工事や鉄筋、型枠など33の職種で資格認定が行われています。当初は有資格者の数も限られていましたが、現時点で県内の有資格者は26職種の延べ580人と増加してまして、国は既に評価項目としているところですので、県も評価項目に加えることとします。

なお、各事業者によってこの制度への取り組み状況が違っていることなどから、一定の周知期間が必要だと考えています。このため、平成29年度は業界団体等の意見も聞きながら試行して、本格的な運用は平成30年度以降としたいと考えております。

次に、右の優良工事表彰に関する評価です。

この項目は、表彰される事業者の数に限りがあることや配点も高いことなどから、地域の建設業者の皆様からは見直しを求める多くの御意見をいただきました。優良工事業者の有無は事業者の技術力、施工能力をはかる項目としてふさわしいものと考えますが、本県の評価方法は国や他県と比べて配点が高く、評価の対象とする期間も長いことから、国等の例も参考とし、配点等を見直すことといたします。これまで10点を満点としておりましたが、知事賞または優良賞の受賞を5点の満点とし、評価対象期間も過去5年から3年に短縮することとします。

なお、配点の見直しは平成29年度に行いますが、評価対象期間は事業者への影響を考慮して平成30年度からの実施とします。また、他機関表彰の対象範囲は、運用実績に合わせてわかりやすい形に表現を改めたものです。

次に2の、28年度の取り扱いを継続するものですが、まずは予定価格の公表時期は、建設工事、委託業務ともに請負対象金額1,000万円以上は、これまでどおり事後の公表とします。独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例は、工事談合以降、入札しようとする工事において談合等に関与していないことを誓約する誓約書の提出を義務づけていますが、これを継続するものです。現場代理人の常駐義務の緩和は、建設工事等に人手不足への対応として平成25年度から実施しているもので、近接する規模の小さい工事において現場代理人の兼務を可能とするものですが、この措置は継続をします。

以上が29年度の入札・契約制度の改正の概要です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 今までの加点でいくと入札の中にその加算点が入っていて、それが同じ技術

力、レベルであったとしても、過去に入札でとった企業に加算されていていつもそこが入札で仕事を受注していることが現実起きていたわけですね。だから、そういうことも配慮してのことですか。

◎小松建設管理課長 当然、技術力を評価するに当たっては企業と配置技術者と両面がありますので、技術者の配置によっては同じ業者間でも逆転が生じるようなことはありますが、ただ当然のこととして、実績に基づく配点によって、工種によって強い弱いはある程度固定化されますので、どうしてもある種の工事は特定の企業が強みを発揮してかなりの件数を連続してとるという状況にありました。それにも配慮して今回修正をすると御理解いただけたらと思います。

◎黒岩委員 それぞれの表彰による加算点が半減するわけですが、これは全国的に高知県が高かったということをお先ほど言われましたが、この半減によって全国的にどうなんですか。

◎小松建設管理課長 四国4県、国等と大体同じようなレベルになると考えていただいて結構だと思います。

◎黒岩委員 表彰の評価対象期間が5年ということも非常に今まで影響していたと思うんですね。これが3年になれば全国的に比べてどうなんですか。

◎小松建設管理課長 全国的に見ますと、もう少し直近の事例を評価することで、2年というような都道府県も当然あります。ただ、私どもの県では7年ですずっとやってきておりまたが、昨年度に5年に短縮したことで、将来的にさらに短縮するかどうか議論が必要だろうと思いますが、今回は3年で、いきなりその評価がなくなることになりますと事業者に影響がありますので、こういう場合は通常1年程度の経過期間を置きたいと考えてやっていますところでは。

◎黒岩委員 今まで100メートル走を一緒に走るときに30メートル先にいるのとゼロメートルのところと一緒に走って、当然30メートル先に行っているところがゴールをとりますよね。それを少しでも改善をすれば、地域の建設会社にも入札の機会も広げられるんじゃないかと期待をしているんですが。

◎小松建設管理課長 当然、入札・契約制度は、余り極端に振り回しますと、事業者をその制度によって振り回してしまうことになりますので、極力そのあたりの影響も考えながら想定しています。要は、今回の短縮も7年から5年に短縮したことで、1年経過期間を置きながら、次は3年です。また、この結果を見て、当然来年どうするかは別の議論として継続していく形になると考えています。

◎黒岩委員 とにかく私が言いたいのは、技術力、施工力に重点配分して、一生懸命やっているところに入札が受注ができるようなシステムにしてあげることが一番公平じゃないかと思っています。

◎小松建設管理課長 当然バランスを見ながらやっております。頑張る企業、小規模な企業でこれから頑張っていこうという企業にもチャンスを与える必要がありますし、これまで長らく高い実績で努力を続けられた老舗の企業も当然評価しなければなりませんので、そのあたりは、これで正解ということはありませんので、バランスを見ながら、特に業界の意見、声をよく聞きながら見直しをかけていくと、それもこれでよしということではなくて、例年その時々状況を見ながら修正をかけていくことが最も重要であろうかと考えておりますので、今後ともそうやっていきたいと考えております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

次に、高知県土地開発公社が所有する秦南団地の売却について、用地対策課の説明を求めます。

◎北用地対策課長 それでは、高知県土地開発公社が所有します秦南団地の売却について御報告します。

お手元報告事項の資料の用地対策課のインデックスをお開きください。

秦南団地は、イオンモール高知の東側で、県道高知北環状線沿いにあり、高知県土地開発公社が平成6年3月に購入したものです。この土地は、平成26年3月に策定された秦南団地利活用基本計画で、高知市北消防署と高知赤十字病院、高知駅と県道高知北環状線を結びます都市計画道路用地として整備されることになっておりまして、今お手元の資料の位置図の灰色の部分は平成27年12月8日に高知市北消防署用地として高知市に売却したものです。

このたび、位置図の黄色の部分、面積ですと2万8,842.56平方メートルで、お手元の資料では契約は3月中となっておりますが、3月7日に県土地開発公社から日本赤十字社に28億8,425万6,000円で売却をしました。1平方メートル当たりの単価は10万円で、これは先に売却をした高知市北消防署用地と同様の単価です。

今後も秦南団地利活用基本計画に基づき、平成29年度中にイオンモール高知東側を都市計画道路高知駅秦南町線用地として売却をする予定となっております。

用地対策課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 結局、土地開発公社が何年持ってたんですか。

◎北用地対策課長 まだ用地は残っておりますが、平成6年3月に購入しておりますので、23年たっております。

◎黒岩委員 その年末年始の借りかえの利息ですが、これ23年間でどれぐらい払っていますか。

◎北用地対策課長 正確には計算しておりませんが、利息全体を計上しますと1億円は超えていると思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

次に、春野総合運動公園陸上競技場の芝改修について、公園下水道課の説明を求めます。

◎岡崎公園下水道課長 委員会資料の土木部報告事項の公園下水道課のインデックスのページをお開きください。

9月議会で議決をいただきました春野総合運動公園陸上競技場の芝改修の工事の執行に当たり、12月議会で、改修工事の確実性を確保するための取り組みについて御報告させていただきました。その後、工事の発注が行われ、受注業者が決まり、工事の準備を進めていますので、その後の経緯を御報告させていただきます。

昨年12月16日に入札公告を行い、ことし1月19日に工事の請負契約を、高知市に本社を置く啓大建設有限会社と締結しております。契約金額は7,155万円、工期は平成29年1月20日から平成29年9月30日となっております。工事の概要は、陸上競技場天然芝舗装7,350平方メートルとなっております。

現場での工事着手は、利用状況を考慮して4月1日から行う予定で、6月中旬には現場作業を完了し、それから養生期間に入り、8月には使用できるようになる見込みです。

工事に当たっては、施設を利用している主な競技団体と利用調整を行い、工事期間中も主要な陸上競技のトラック競技は開催できるようにするなど、可能な限り競技団体の利用に配慮しながら施工することとしています。

工事に当たって、プロキャンプに十分対応ができる、水はけがよくやわらかなグラウンドを確実に仕上げるよう、品質管理項目などを発注図書に明記しており、適正な施工管理をいただくようにしています。

なお、改修前の芝は、公園内で修繕を予定していた補助陸上競技場などで補修用として利用します。

次に、この春の春野総合運動公園のプロサッカークラブのキャンプの実施状況ですが、J1リーグのクラブを初め5つのクラブチームがキャンプを行いました。J1リーグのクラブは、ことしは補助競技場をメインの練習場として利用いただきました。来年のキャンプも高知県で行いたいと伺っております。

以上で公園下水道課の報告事項の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 工事が終わった後の維持管理も、工事の施工者がやるんですか、それとも別ですか。

◎岡崎公園下水道課長 工事が終わって芝の養生中は施工会社がやる形になると思いますが、養生が終わって引き渡しを受けた後は指定管理者が管理を行う形になります。

◎黒岩委員 実際、指定管理者が行うにしてもどこかに丸投げするでしょう。

◎岡崎公園下水道課長 指定管理者が、再下請の形で、専門のメンテナンス会社でやる方がおりますので、そちらの会社に委託しております。

◎黒岩委員 従前その管理をしていたところに頼むかどうかは指定管理者の判断ですか。

◎岡崎公園下水道課長 再下請の会社については指定管理者の判断になります。

◎浜田（豪）委員 来年もまた来たいと言っていたチームは、J1の新潟なのか、5チーム全てなのか。

◎岡崎公園下水道課長 今回、来年も来たいというお話をいただいたのは、このJ1のチームについてです。

◎浜田（豪）委員 ぜひ来年からもどんどん来てもらうようによろしくお願いします。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で土木部を終わります。

それでは引き続き、採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け審査しました予算議案8件、条例その他議案4件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎西内委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、採決を行います。

第1号平成29年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第17号平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成



の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第17号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第18号平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第23号平成28年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第34号平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第34号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第35号平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第35号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第54号高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第54号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第55号高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第55号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第58号高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第58号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第63号和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第63号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

◎西内委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、15日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめを行いますので、よろしくをお願いします。

本日の委員会はこれで終了いたします。

(14時45分閉会)